

## 令和元年第2回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和元年6月20日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和元年6月20日(木) 午前9時40分
- ◎ 閉会日時 令和元年6月20日(木) 午後4時48分

### ◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 4番 松 井 盛 泰 5番 木 村 一

- ◎ 欠席議員 な し

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西 山 和 夫
副 町	長	大 野 樹
総 務 企 画 課 長		小 田 島 伸 二
生 活 福 祉 課 長		鳴 海 英 人
生 活 福 祉 課 主 幹		永 田 吉 雄
税 務 会 計 課 長		佐 藤 辰 治
産 業 振 興 課 長		西 野 俊 一
地 域 創 生 推 進 室 長 兼		三 原 知 明
も の づ く り 推 進 室 長		
建 設 水 道 課 長		佐 藤 和 人
教 育 長		本 間 茂 裕
学 校 教 育 課 長		帰 山 亮 一
社 会 教 育 課 長		松 本 泰 行
知 内 高 等 学 校 事 務 長		長 谷 川 将 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 長		( 帰 山 亮 一 )
代 表 監 査 委 員		西 内 貞 治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森 永 茂
議 事 係 長	筒 井 俊 介

## 令和元年第2回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和元年6月20日(木) 午前9時40分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4番、松井盛泰、5番、木村 一
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6		追跡質問
第 7		一般質問
第 8	議案第 1 号	知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 2 号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第10	議案第 3 号	知内町デマンドバス運行条例について
第11	議案第 4 号	知内町森林環境譲与税基金条例について
第12	議案第 5 号	知内高校コンピュータ機器の導入について
第13	議案第 6 号	平成31年度知内町一般会計補正予算(第2号)について
第14	議案第 7 号	平成31年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第15	議案第 8 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第16	議案第 9 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第17	議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第18	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第19	報告第 1 号	平成30年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について
第20	意 見 書 案	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の
	第 1 号	提出について
第21	意 見 書 案	2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出につい
	第 2 号	て
第22	意 見 書 案	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい
	第 3 号	て
第23	意 見 書 案	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務
	第 4 号	教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超
		勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提
		出について
第24	意 見 書 案	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
	第 5 号	
第25	意 見 書 案	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出
	第 6 号	について

第26	意見書案 第7号	国の責任による「給食費の無償化」を求める意見書の提出について
第27	意見書案 第8号	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について
第28	意見書案 第9号	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について
第29	意見書案 第10号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について
第30	意見書案 第11号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
第31	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

## ● 開会宣言・開議・議事日程

### ◎ 議長（伊藤政博）

おはようございます。

令和元年第2回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和元年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、松井盛泰君及び5番、木村一君を指名します。

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月14日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和元年第2回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

令和元年第2回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和元年6月20日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、6月14日。出席委員、木村、成澤、松井、吉田、谷口。欠席委員、なし。説明員なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、6月20日木曜日から21日金曜日までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告1件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問5件、議案10件、意見書案11件、議長発議1件である。5、議長の諸報告、説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりであります。

以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を開きます。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長により報告のあったように進めてまいります。

---

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日21日までの2日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日21日までの2日間に決定しました。

---

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成31年第3回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに、町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。これで、議長の諸報告を終わります。

---

## ● 町長の行政報告

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

### ◎ 町 長（西山和夫）

おはようございます。行政報告をさせていただきます。

まず第1点目、北海道河川環境整備促進等に関する要望活動についてであります。5月22日（水）に北海道開発局と北海道庁、5月28日（火）に国土交通省北海道局・それと財務省にそれぞれ要請活動をしております。内容については、北海道開発局・北海道庁へのお願いとなります。知内町の鮎に適した河川環境の整備ということで、維持管理を総合計画の中でお願いをしているところであります。知内橋と新知内橋、このランクで言いますとA1とA2になります。この4kmの間を繁茂等の整備と、また堆石の除去等の要請活動となっております。31年度より、土石の除去と要請計画になっておりますけれども、引き続き計画どおり遂行されるように要請活動を行ったところでございます。

次にメガソーラー発電の工期についてであります。6月13日（木）に「合同会社はやてソーラー」担当者3名が来庁いたしまして、6月末の竣工を予定していたメガソーラーの発電工事の工期が1ヶ月遅れるという報告を受けました。内容的には、工事内容の変更ということで、従前、3区場所があるんですけども、西工区と東工区、中央工区の3区でございます。その内の西工区において、本来であれば、地中2メートル杭を打ち込む計画になっておりますけども、石等の関係上、なかなか打ち込めないということで工事内容の変更をすることに行政手続き、そして工事計画変更届を要することになった為に、1ヶ月程度の遅れを生じるという内容になっております。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和元年第1回臨時会開催をされまして、選挙第1号の議長の選挙については、北斗市の中井光幸氏が指名推薦により指名されたところであります。選挙第2号の副議長の選挙についてであります。木古内町の竹田努氏が指名推薦により指名されたところであります。発議案第1号で議席の指定であります。これは各自お目通しいただければありがたいと思います。発議案第2号、議会運営委員の選任についてであります。これもお目通しいただければと思います。同意第1号の副広域連合長の選任につき同意を求める案件につきましては、原案どおり、工藤実氏、北斗市の方が同意をされております。議案第1号から議案第3号までは、それぞれ北海道市町村職員退職手当組合規約の変更、そして北海道市町村総合事務組合規約の変更、そして北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更と、それぞれの変更を原案どおり可決されたものであ

ります。以上であります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、行政報告を終わります。

---

● 追跡質問

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、追跡質問を行います。

質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

● 一般質問

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順次、発言を許します。

始めに、5番、木村一君。

◎ 5 番 (木村 一)

それでは、私の方から一般質問について質問します。『知内高校女子寮の建設について』。

知内高校の生徒数の減少に伴い、平成29年度から生徒募集を道内から道外までに範囲を拡大してきたところであります。男子生徒の場合は、青少年交流センターにおいて寄宿生活を送ることができますが、女子生徒については、専用の施設はなく、多くの生徒を受け入れる体制が整っているとは言えない状況と思われます。そこで、女子寮の建設について、町長の所見をお伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

5番議員の木村議員の質問に、お答えをさせていただきます。知内高校においては、道立高校の統廃合が進む中、通学区域を道内から国内に広げて、普通科二間口の維持に向けた取り組みを進めているところであります。現状といたしましては、男子においては主に野球部の活動がきっかけとなって、町外から多くの生徒が入学しているところであり、今年も新たに23名が青少年交流センターで寄宿生活をしながら高校生活を送っているところでありますし、女子についても、数名ではありますが道内各地からの入学者を受け入れており、現在は2学年1名が下宿生活を送っております。ご質問のとおり、今後も全国募集を進めるに当たっては、女子生徒の生活環境を確保していくことは重要であり、現状といたしましては、一般家庭や民間事業者などの下宿受け入れが難しい状況にあることは承知しているところで

はありますが、直ちに町が新たな女子寮を建設するのではなく、可能な限り一般家庭や民間事業者のご協力の下で環境を整えていきたいと考えているところであります。また同時に、女子生徒の確保に当たっては、生活環境のみならず高校自体の更なる魅力化が重要と考えておりますので、昨年度から高校が取り組んでおります「地域創生学習」の一層の深化に取り組むとともに、関心の高い教育課程や進路指導、また部活動の更なる充実を図っていき、併せてその魅力発信に積極的に取り組むことによって、国内全域から選ばれる学校を創っていく必要があると考えておりますので、今後も教育長、学校長と連携して検討して参りたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、木村君。

◎ 5 番（木村 一）

今、町長の答弁で、このまま女子生徒の受け入れ体制を民間に委ねていくのか。任期4年間の間で、町長の選挙公約にあるんですけども、教育長の行政報告の中でも女子の寄宿環境の整備について、具体的対応を検討して参ります。これ教育長の行政執行方針の中で。町長の行政執行方針じゃなくて、行政執行方針だね。この中でも、国際社会に通用する人材を育てていくための環境整備を検討するという、執行方針の中でうたっております。ということは、せっかく全国募集をかけて来てくださいますと言うんですから、来てもらう為にはやっぱり環境整備は絶対に必要だと思うんですよ。募集する人も大変じゃないかと思う。学校そのもののカリキュラムは結構充実して、それなりの今、町長の答弁の中ではその対応を考えていくというんですけども。住むところをどうするんですかという話なの、この場合は。今の女子生徒の場合は、やっぱり男子は交流センターに寄宿生活を送ってるんですけども、女子の場合は一般の例えば今、ここで言った民間のところに委託お願いするという形になるという、こういうふうに答弁になってるんですけども、今後も、どんどんどんどん二間口で、例えば第6次まちづくり総合計画の中でも、高校の二間口を維持するというその懸案の中で、これ町長も町議時代から、これは総合計画の中で了承している話ですから、その辺は理解している。町の生徒が減少していく中で、子ども達が減少していく中で、二間口を維持することはどうしてもやっぱり外部に募集をかけて、その生徒を確保しなきゃならない。今年の出生率1.4名だったかな。これからもまだなかなか子どもの数は厳しい状況にあるという事は、我々もそれは認識しているところでありますけども。維持するという事は、やっぱりどうしても外部に募集をかけて人を集めなければならない。集めて来てくれる人を例えば現状のままでいいのか、その辺の町長考え、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

確かに国際社会に通用する環境ということで、それはいろいろ学科にもよるんですけども、自分が言い続けた英語教育にもあります。そうした環境を整えて、まず全国から公募をかけるという中で二間口を維持したいという思いは変わりません。ただ、今、現状の中で男子生徒、その中で野球部を目指して当校に入学してくる生徒が、今年も23名ということで多くなっている。そして女子の環境ということで、トータル的に進めているというのは今、女子にも知内高校の魅力を感じて、希望して知内高校を選んでもらう。そういう環境づくりとそ

れに合わせて今、議員が質問するとおり宿舎の問題と重ねて、今平行して進めているところ  
であります。現在、受け入れ体制とすれば民間で現在1名下宿しておりますけれども、3名  
まで受け入れ体制を整えてくれるということで、今3名まで女子の受け入れ体制が可能にな  
っております。現在は1名止まりでありますけれども、その他北斗だとか、いろいろ外部  
から通学している方々もおりますので、トータル的にそういう量が整うのであれば、どのく  
らいの女子が知内高校に選んでもらえるかという総体的に考えた時にどうするかというこ  
とで、判断をさせていただきたいなと思います。今現在、男子の寄宿舍、過去の経緯を見れば  
民間から立ち上がってそれで最終的にこれはある程度町で整備した方が良さだろうという判  
断の中で、今青少年交流センターで今、寄宿舍として活用しているんだと思います。女子に  
ついて、その経過の中でさっき言ったとおり、受ける女子に魅力を感じてもらえる知内高  
校の在り方も平行して考えながら進めて、それらが整った時には最終的に女子寮という判  
断をさせていただきたいなと思います。それまでは、民間と空家等の対応の中で何とか切り抜  
けられるものであれば、それらの対応しながら進めていきたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

その考えも分からない訳ではないんだけど。奥尻の離島で、やっぱり高校の存続危機感  
を持って、政策として結構宿舎建設して、最終的に63名までの収容人数可能だという。教  
育行政の政策として進めているところである。わが町知内町も、これはどこの自治体もやっ  
ぱり人口減少、生徒数の減少は避けられない現状でというのは、それは分かっている。女子  
生徒の場合は、男子は寄宿舍として居るんだけど、女の子ですから。例えば、仮にこっち  
に3年間在籍して知内町に住んで、それで今、北都さんで3名の方まで、例えば下宿の生徒  
確保はという話になってるんですけど。仮に8時間学校の勉強をして、8時間が睡眠とっ  
て、8時間はプライベートな時間なんだ。そうであれば。そのプライベートの時間というこ  
とは、やっぱり自分の住む所、そしてそこでやっぱり自分の自由な時間がそういう環境整備  
というのは、やっぱり俺は大事でないかと思う。その募集するところ、仮に募集して女の  
子が来ました、どこに住みますか。普通であれば、下見してこういうところだと。我々の子  
どもも当時は持ってた経験あるから、住む所下宿だとかそういうのはどういふところに住むん  
ですかって言った時に、したら下見しに行って、ああこういうところ、これならダメだなど  
か、したら別なところ選ぶという今度話になる訳さ。それで、今度選んだ時にじゃあそこで  
了解して、内容がここで下宿してもいいなら、ここにしましよと決めていくような。町長も  
子ども持っているからそれは分かると思うよ。ここに居る皆さんもそういう形でとってると  
思うんですけど。そういうことを考えたら、より多くの例えば生徒を確保したいのであれば、  
この中でこういうふうな町の施策としてもう一度再考して考えていく思いどうですか。その  
辺、もう一回。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

確かに今、男子は魅力ある野球部という活動の中で来ている生徒、そしてまた1名は普通  
科を選んでまた違う部活動をしている状況があります。そして、女子に目を向けた時に女子



が知内高校に魅力を感じていただけるという、率先してそういう魅力をまず、魅力づくりをまず手がけてからでも遅くはないだろうと思ってます。それまでは、一応今現在3名という対応出来ますし、そしてまた今当時は青少年交流センターということで、そこに改修をしながら男子と女子を分けてという思いもあったんですけども、高校側からやはり女子の対応としてはまずいだろうということで、今言われるように女子でありますから、やはりセキュリティ関係もしっかりしないとなかなか保護者が預けてくれないという問題もありますので、総合的に今どういう判断をするかということ、もう少し時間をいただいて検討させていただければありがたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

町長、検討する余地ない。決断すればいいんだ。やっぱり女子ですから、万が一なんかの事象・事件が起きた場合は誰が責任を負うんですかという問題も起きてくる。その辺を考慮するんであれば、当然行政として教育行政手伝って、その辺はやっぱりもう判断していかなくちゃいけないと思う。遅れをとったら、今こういう情報化社会だから「ああ、知内町こんな受け入れ体制しかしてないのか」と思われてしまう。今、野球部の部員も結構どんどんどん、やっぱり魅力感じて、寄宿生活もあるし、高校の文武両道で、例えばやって高校野球もこうやって出来てるし、ある程度の野球部員は、今の例えば強豪校はいっぱいあります。そこへ行って、果たしてレギュラーになれるかどうか、これはまた別な問題。個人の能力によっていろいろありますから、それは知内町を選んで選択してくれたということに対しては大変ありがたいと思います。それだけ生徒数の確保をしてるということだから。女子の場合も募集していくんですから、女の子は来るなと言われたい。女の子もオール、全ての人をウェルカムで受け入れる体制取っていかないとならない。だから、その学校の方は今、二間口維持するということで、総合計画の中でやっていくんだから、それだけの生徒数をある程度集めてこなくちゃならないし。募集する人は、学校は教育環境でいいんですけども、今、住む所はどうですかという話を聞いてるんだ。これから毎年募集していくんでしょ。やめるわけにはいかないんだから。その辺で物事を考えるんでなくて、将来に向けた教育行政の先行投資、俺はそう思ってるんだ。今から準備しておいて、そしてその後順次募集する人だって、こういう住居関係整っています。こういう学校のカリキュラムがあります。全ての人に対して、知内高校の魅力を今度アピールしていける。個人的には俺、そう思うんだけども。町長、もう一回。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

言われることは理解します。ただ、全国ということ、全国募集で男女に色付けて募集することも出来ませんし、やはりその辺は、全て議員おっしゃるように、ウェルカムで迎える姿勢が大事だ。その為には女子来た場合の対応として、女子寮が必要だろうというお考えは分かるんですけども。ただ、知内高校の存在意義というか、今ここに小学校、中学校あります。知内中学を卒業した生徒が知内高校を全員目指す、その為には何が必要なのか基本的なものから今整理して、先ほどから言っております女子の魅力、男子の魅力それぞれ総合的に知内

高校の魅力を発信して、全て知内中学校卒業した人達が知内高校を目指すというような、基本はそこにありますんで、そしてプラスアルファ二間口を維持するための作戦として、やはり全国公募というものを活用しながら今、二間口を維持している訳ですから、それに先行投資という確かに議員おっしゃる意味合いは分かりますけれども、ただ基本的なもの民間でもし立ち上がってもらえるのであれば、民間からそういう寮として受け入れる体制を組んでいただいて、そして最終的にそれが完結した時には、女子寮ということに最終的に整理出来れば、自分的にはいいのかなと、そういう思いでいますので、もう少し理解していただければありがたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

個人的な思いでこう喋っているんですけども、函館市内であれば、結構民間の生業として成り立つ訳さ。下宿でも、それから学生寮もあるし。ラ・サールは全寮制として、私立ですからそういうことやってる。これは、都市部のある程度人口多いところはそうして生業としてやっていくし。下宿でやっていくのであれば、下宿生徒が居なければ函館市内は民間の事業所がいわゆる単身赴任者が結構入るらしいんだ、そういうところ。それで生業としてなっていくんですけども。わが町で例えば民間で下宿はなかなか簡単ではない、民間の生業としてやっていくのであれば。かと言って寮を建てる訳ではない。したら、民間でなかなか頼むって、じゃあどこでやるんですかという話になってくる。したから今、町の教育課長でも何でも全国募集かけてこれだけ学校をPRしていくのであれば、別に募集かけないところからでも知内高校に来たいという人も、この間愛知県からどこから来た人もいる。わざわざそこまで行って募集かけた訳ではないよね。そういう人も居るんですから、だからその住環境から学校のカリキュラム、トータルで物事を考えて、そういう政策を進めていかないと俺は思うんですけども。町長、今、知内中学校が全員来るのであれば、これはこれにこしたことはない。ただ、なかなか子どもの思いというものがある訳だ。親がそうしろっていうから、学校がいくらこういうふうな形を取ったとしても、中学生が全て来るかっていえば、まあ100%ここで東大の現役合格が出れば「ああ、魅力あるな」ってことになるかもしれないけども。なかなかそこまでのわが町の高校の例えばカリキュラムでは、ちょっと無理があるというふうには思う訳だ。子どもも、それぞれ行きたい高校だとか、やっぱり将来こういう思いがあるのであれば、やっぱり知内高校以外の高校の選択も、やっぱり親が無理強いして、そこに行くなんて話にはならないなかなか。町長も一番覚えていると思う。だから全員が入ってくればこれにこしたことはない、全員が入って来ても絶対数が足りない訳さ。そこで、任期の中で今町長一生懸命答弁してるけども、なかなか俺の考えと町長の考えが食い違うんだけども。任期4年しかない、4年。その後もまたあるかだ。俺も来年ここに居るか居ないか分からないんだけども。だからそういう思いで今やってるんだけども。もう一回。何とかその辺。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

確かに5番議員の言われることは重々わかりますし、やはり保護者又は生徒の選択肢の自由がありますので、なかなか知内高校を選んでもらえないという事情は私、個人的にも理解

しております。ただ、総合的にこの町を担うものとしては、やはり知内高校を選んでもらえる環境づくりというのは大切だろうと思いますので、まずそこは基本として譲れないところがあると思います、自分としては。そこを基本にどう全国展開した中で魅力ある選ばれる学校づくりをしながら、来ていただくそうした努力もまたこれからも進めなければなりませんし、ただ本当に不安なのは、最終的には女子の受け入れ体制だと思っています。これは皆、担当課長から教育委員会から全てそういう思いは共通しておりますので、大事にその子達を預かる責任としてこれから環境整備をどう進めていけばいいのか、その辺も含めて時間をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

教育委員会何とかしてくれという顔してるんでないか。思いは、なかなか町長の考えも俺の考えも、俺も町長の考えも分からない訳ではないんだけど。本来であれば、前町長の時から全国募集かけた始めからそういう整備はやっぱり進めて行くべきだったんだよな。と思うんだ、俺は。その時にやらなかった俺も悪いんだけど。それで、今町長の答弁でその教育環境の充実から、実績が出てくれば、例えば任期4年、選挙公約はあったけども、それは時間の流れとやっぱり環境の変化と随時臨機応変に物事を考えて行かなきゃないと思う。そうすることによって、やっぱりわが町わが高校の二間口維持だとか、様々な全国でこういう地方の高校がこういう魅力ある取り組みをしてるだとか、海外の短期留学でもなんでも、私立ではよく資金力があるから出来るかも知らないけども、なかなか町立では財政支援をしていかなきゃないし、その辺を考えれば、私は知内高校は魅力ある高校だと思う。思ってるからこそ、受け入れ体制も、その辺も充実した対応をして欲しいって言ってる訳さ。何回も同じ事繰り返しても、押し問答みたくなくて話になるんだけど。町長、4年間任期の間できっと俺考え変わると思うんだけど、その辺の考えどうなの。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

申し訳ないですけども、まだ一步踏み出したばかりなんでその判断はまだつきませんけれども、最終的に教育長含めて同じ議論になりますけれども、ありとあらゆる方向から子ども達の為にということを基本に考えて、行政進めたいと思いますので、ご理解いただければありがたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

それではあんまり攻めてもどうもならないから、何か新人町長で可哀想なような気もするし、任期4年間の間で当然環境の変化と共に、またその辺は臨機応変に今度、対応してくれと思います。ですから、受け入れ体制の方も今後その十分な検討をして、女の子ですから、やっぱりその事情だとか様々な問題がいろいろ問題になってくるんですから、民間ではなかなか大変なところもあると思う。前回も民間で預かった経緯があるから、その辺はやっぱり受ける方も大変だと思うんだ。それをやっぱり行政として、その辺はある程度側面支援しな

がら、それこそ町長、国際社会に羽ばたく子どもを作らねばないんだ。これ町長の信念、理念だべ。それは学校ばかりでない、その住環境でも様々なそうやっぱり子どもに影響与えてくるから。その辺をやっぱ地域の住民だとか様々な形で今、知内町でそういう取り組みをやっているけども、だからこの知内町も魅力も将来は知内町に来て3年間過ごして、ああ、良い所だな、また温かい人の心を受けて、またここに帰って来たいと思う人も居るかもしれない。だから俺、将来に向けた先行投資だと言ったのはそこなの。その辺を4年間の間に何としても、町長。来年、俺居たらの話だ。お願いします。あとこれ以上、私の方からは終わります。町長もういいです。答弁したいですか。答弁すればまた返すかもしれないし。いい。したら。答弁してもいいです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

いろいろ女子寮の在り方というのは、決して高校生だけではないと思ってます。正直なところ先生方、単身赴任している独身の先生方も含めた活用の在り方があってもいいんだらうという思いはあります。そういう面でそういうトータル的に考えた時に、じゃあいけるのかなという判断もあるんだらうと思います。それらを検討しながら、本当にまだまだたぶん良いアイデアが出て来るのだらうと思いますので、そこを含めて本当に進むためにはやはりそういう判断がいつか来るかもしれませんし、またないがしろにするってことは絶対あり得ないと思ってますんで、その辺はそれぞれの判断でもう少し時間をいただければありがたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

町長の良いアイデアでということは今、ちょっと聞いた。こういうものやっぱり一つ一つのを建てるんでなくて、今、資料館ゼロベースで考えるというし、きらく町内会館もそろそろ考えなきゃないって。その合わせて一つのものに対して、例えば総合的な、例えば中身のものを建てるとか、そういうふうな発想も今後必要でないかと思う。町長の考えも分かったので、私はこれで終わります。今後とも4年間の間で何とかお願いします。私の方から以上でございます。どうもありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、3番、笠松悦子君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

私、去年にも一度この食育に関する質問をさせていただきましたけれども、その時に明確な答えが無かったので、もう一度ご質問させていただきます。私、どこに行ってもこの知内町は海にも恵まれ、また山にも恵まれている本当に素晴らしい一次産業にまた力を入れていただいている知内町だということをお話し、色んな方々にお話して参っております。そこで、この一次産業の本当にこんな盛んな知内町ならではの食育の進め方があると思っておりますが、今後の食育の進め方について今、現時点でどのような方向性を持っていただけるか、町長、また教育長さんにお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

3番議員の笠松議員にお答えさせていただきます。このたび、産業振興課、教育委員会、生活福祉課の連携の下で「知内町食育推進計画」を策定したところでありますが、策定に関しては、地産地消の取り組みや一次産業との連携による体験学習や地元食材を活用した学校給食を通じた食育の推進、生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけさせるための家庭における食育、または町民の健康づくり等につながる食育の推進など、家庭、学校、地域が一体となって取り組みを推進する事が重要と位置付けられております。

現在もさまざまな取り組みを行っており、小・中学校においては産業団体のご協力をいただきながら、地場産品を使った調理実習や体験学習なども実施しております。高等学校においても、農業・漁業・商工会女性部、また保護者、畑作生産組合等のご協力の下、地場産品を活用したふるさと調理実習を実施しております、また、湯ノ里保育所や幼稚園でも、保護者の方々と園児との合同調理教室等を開催するなど、幅広く事業を展開しております。

特に、学校給食においては地産地消を意識した献立づくりを行っており、米、じゃがいも、シイタケなどは全量地場産品を活用しているところであります。

今後とも生産と食のつながりを意識し、地域の豊かな食材の重要性を再認識するとともに、健康で安全・安心なまちづくりにつながるよう、農業・漁業関係団体をはじめ町民の皆様全体と連携しながら、地産地消を基本とした食育を推進する考えであります。

そのためにも、生産者の声、保護者や児童生徒の声、地域を集約できるよう関係部署が連携をして、情報の共有や計画の推進状況の評価などを行う体制を構築することが必要であり、検討委員会等を組織して食育の推進を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。先日来、各小学校、中学校で子ども達と学校給食をいただきました。改めて食べることの大切さを感じたところでございます。さて、基本的な考え方を申し上げますが、日々の食べることは生きること、あるいは健康であることの根源であるというふうに考えております。しかしながら、本町におきましても平成30年度施行されました健康増進計画によれば、年代を問わず朝食の欠食による体調不良、あるいは栄養の偏りによります生活習慣病の発症等、様々な食習慣を巡る課題が指摘されているところでございます。この程策定されました食育推進計画では、食育とは様々な経験を通して健全な食習慣の実践者を育てることというふうに定義をされているところであります。改めまして、議員ご指摘のとおり知内町の豊かな海、山の幸を活かし、人と人々が繋ぐ地産地消の心を大切に、私ども調理実習、体験学習あるいは日常の学校給食の充実に努めて参りたいとそうように考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

本当に今やってることは、いろんなことをやっておりました。去年の時ですけれども、そ

のいろいろ単発的にやっているけれども、連携がないように見えるということで私、提言させていただきました。その中で私もこれを見させていただきましたけれども、これは町民の皆様方に配付する考えなんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。町民の皆様にはですね、お手元にお配りのこのダイジェスト版、それとホームページにこれを全て掲載するという考えであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

その中でね、私、これも凄いいいなと思いますけれども、この中にこれに載ってるのはやっぱり人間が生きていく上で生活していく、また健康な身体で健全な生活をするために食がどれだけ大事かっていうことが凄く書かれているように感じました。その中で私もちょっと今、今回体調を崩して特に思ったんですけれどもね、食っていうものがどれだけ本当に身体に大切かということ凄く痛感させられております。その食べることもですけれども、育てる喜び、この産業の凄い恵まれてる町ならではのね、育てる喜びも町民の産業に従事していない方、また子ども達が経験することって凄く大切なことだと思いました。私達今、小学校にずっと総合学習の中で携わらせていただいておりますけれども、今年、初めて育てることから始めさせていただきました。その中で、4年生の子ども達と触れ合ってる時にですね、私達4人、5人で行ったんですけれども、その中で凄いい子ども達が、農家外の子ども達が凄くものを植える、どうやったら育つの、これどのくらいになるのっていう、こう聞いてくる目が凄く輝いておりました。その中で子ども達に言われた言葉が、皆さんご存じですけれども、私トマトの体験というか、それを町のというか観光協会の方にお手伝いさせていただいてやっておりますけれども、それに学童の時に来た子どもさんだと思うんですよね。私、顔をちょっと忘れちゃって申し訳なかったなと思うんですけれども、おばさん、僕行ったよって、トマト食べられなかったけど、あのトマト甘かったからあれから食べれるようになったよって。トマトってあんなになってんだねっていうことで、そういうちょっとしたきっかけが、やっぱりその食の大切ということとその子どもの時点ではまだ食の大切という言葉で理解は出来たかどうか分からないんですけれども、そういうことの楽しみ、すごい子どもを育てる上で必要だと思うんですけれども、そういう方向性とかも考えていらっしゃるでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

日頃から本当に子ども達がお世話になっておりまして、本当に感謝申し上げます。議員が今ご指摘の点につきましては、お手元の食育基本計画の中にですね、食育に関する基本目標というのが3項目掲げられておりまして、3番目の子ども達を育てる食育に該当するかと思います。ご指摘のとおり、子ども達は様々な体験を通じて気づき、成長を遂げて参ります。例えば、先日知内小学校の校地内に出来た畑を子ども達が一生懸命お世話になって、かぼちゃとじゃがいもを植えさせていただきましたけれども、子ども達が毎日一生懸命水やりをや

っております。きっと、それらの成長がですね、子ども達にいろんな教訓を教えてくれるのだというふうに期待をしているところがございます。子どもを育てる食育、お母さんとの買い物手伝い、あるいは見学をする体験をするそして学校給食を通じて学ぶ。そういった観点で、これからもですね、関係機関と連携をして進めて参りたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

食育生きる上での基本というお考えを言われました。それで、知育徳育及び体育の基礎という身体づくりのもとになるのが、食ということで基本中の基本なんだろうと思ってます。先ほど言われたように、トマトが嫌いな子どもがそういう環境のもとで食べれるようになったとか、子どもの成長に合わせていろいろ変わるものも確かにありますけれども、また食育の中で食の大切さを教えれば、また嫌いなものも食べていただけるという環境も確かに出来るんだろうと思っています。総合的に今、食育で考えた時にじゃあどういうやり方がベストなのか。知内でいろいろ田植えから、いろいろ食育に関する体験というのは数多くやられているような気が致します。ただ、最終的に給食費無償にしたというのはやはり身体のエネルギーというか、いろいろ栄養によって身体を作るもの、身体の調子を整えるもの、また、働く力、体力になるものとそれぞれ変わります。そういう中は教育の中でしっかり教えていただき、また環境の中では弁当という考え方もあるそうです。ちょっとネットの中で出てきたことなんですけれども、例えば小学校の中で4年、5年の高学年になった時には月1回でもいいから、弁当の日というものを作りながら、そして自分で家庭でお母さんの手伝いをしていただいてもいいんだろうと思いますけれども、前座でいろいろあるようでありますけれども、最終的には子どもが自分で弁当を作って学校で食べる。その食べる作業も、1年生から6年生まで全校一緒に食べて、最終的にその子ども達が、例えば6年生で作った弁当に興味を持ち始めるという、そういう中で米を作るから、またスーパーで米を買って食べるという一連の流れを勉強するということもあるそうなので、全体で農家さんの気持ちもわかる。また、最終的にはスーパーさん、量販店いろいろ通して食の有り難みを知るという意味では一つのきっかけ全体を考える一つのきっかけになるのかなという思いもしていますので、その辺はちょっと教育長にちらっとは言っておりますので、これからどういう方向でその食育の在り方を検討するかということは全体を含めて、また更に深めていきたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

本当に私、食育ってね、作って出来たものを食べる、それだけが食育じゃないと思うんです。繋がりを大切にすること、本当に大事なことだと思うんです。実は同じことなんですけれどもね、やっぱり小学校の総合学習に2年か3年前のことだったんですけれども、5年生の子ども達と触れ合った時なんですけれども、鮭を教材として使う調理だったんですけれどもね、その時にちょっとお話をさせていただいたのが、私ちょっと知識が足りなくてこれ確かあなた達がね、放した鮭が帰ってきたものかもしれないよ。やっぱり小学校で鮭の放流もやっていますので、そうかもしれないねって言って、えーすごい。こんなんなって帰って来るんだとかってそういうことも、やっぱり漁師の子ども達はそれはわかるでしょうけども、

普通の子ども達はその鮭を一本まま見ることも滅多にないと思うんですよ。そういう本当に素朴な感動、それも与えられますし、その時にね、手伝いに行った人達が捌いて見せるんじゃない、先生にやっていたいたんですよ、小学校の先生に。そしたらそこでまた子ども達と先生の、普段男の先生だったんですけども、普段男の先生がそんなことやると子ども達は思ってなかったらしく、「先生すごい」って。そしたらその調理の時間というか、総合学習の時間が、もうその話題ですごいやっぱりそこで先生と生徒のプラスの繋がりも出来ましたし、だからそういうことで私、繋がりって食育の中でもうちょっと謳って行って欲しかったなって思ってます。本当に昔の話なんですけれども、もう10年以上、10年は経ってると思うんですけどもね、私達のちょっと記念事業の中で小学生の6年生とやっぱりこういうことをやらせていただいた時に、まだ総合学習の始まってなかった時期なんですけれどもね、芋団子をやっていた時にちょっと年配のお母さんに全部責任を持ってやっていたいたんです。そしたら私も凄く感動したんです。その時にあんな達って、子ども達にね、あんな達ってこれは内緒の話だよって、このばあちゃんねって、戦争も体験してんだよって、戦争の時ってね、食べるものって本当に大事だったんだよって。このみんなこういう田舎けど単純にこんなに芋が採れていた時代でもないし、芋を育てる環境でもなかったんだよって。だからこの芋団子って、本当に大切な食べ物だったんだよって。そういうことを話しながらやったらその子ども達がね、成人式の時にやっぱりその話を小学校6年生の時に聞いた話を、まだ覚えていてくれたんですよ。だから私はやっぱり食育ってものは、ただ育てて作ってみんなで食べるじゃなく、そういう繋がりがね、大切にしたい何かを考えて、やっぱり知内ならではのね、何か一緒に住民も、一緒に何か多分だから町内の方々にすごいそういう知恵とかね、何かを持ってらっしゃる方々もたくさん居ると思うんですよ。やっぱり年齢を重ねた方々って、凄い知恵の宝庫だと思うんです。そういう人達もそういうところに出ていただくということは生き甲斐対策にもなると思うんです。全てだからひっくるめたことをこの先目指して欲しいなって、目指していただければなって思いますので、それを切にお願いしたいと思います。それに関して何か思いがありましたら、町長さんの方からお話いただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

全体考えれば繋がるということは大変重要なことだと思いますし、食育を通して人間関係の繋がりも出来るだろうし、またいろんな環境がそこから発想が膨らむという確かに思いもある。そういうことは本当に大切なのかなと思ってます。そして先ほど言われるように、芋からでんぷん、最終的には団子になるんでしょうけども、そういう工程だとかなりの高齢者が持っている過去の経験を伝えるということも大事ですし、また学校の中でそういう食育を位置付けながら勉強することも大切だろうし、将来的にそれが自分の身になるんだ、体力になるんだ、身体を作るんだということまで最終的に理解していただければ、本当にありがたいのかなと思ってます。そういう繋がりを通して、新たな展開をどう出来るかということは、3番議員のお力も借りながら今後進めていきたいなと思ってますし、我々もまたそういう食に関して敏感になりながら、先に展開するような、政策的に繋がるようなことを進めていきたいと考えております。ただ、議員からこういう食育の話が質問が出るということで小学



校に給食の見学をさせていただきました。ただ非常に残念なのが、やっぱり地場材使ってるんですよね。いろんな食材使って提供するんですけども、やはり余すというのはちょっと見えて残念なのかという、そういう意味では自分のこれから遊びまたは勉強のエネルギーになるということも含めながら、余さないように食べる。まして栄養バランスを考えて作っている方もいる訳ですから、そういう繋がりの中でそういう思いも伝わって食べるようになる。自分のために食べるようになるという行動を起こしていただければ、ありがたいなと思っております。そういう意味ではまだまだ給食の中で、そういうお話を先生とお話をしながらわいわいと食べるという、そういう環境も必要だなという思いをして帰って来ましたので、これからまたいろんな意味で皆さんの力を借りながら前に進めるように、子ども達の体力のために、いろいろ食育が基礎となるということを考えながら、我々としても進めて参りたいと思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

御丁寧なお話ありがとうございました。是非とも、この食育、食べるということは生きる、またその食べ方にしても気持ちにしても道德だと私は思っております。そういう中で今後、私達もまたいろんなことで子ども達と関わらせていただきながら、やっぱり今回、かぼちゃとを子ども達が大事に大事に育てています。それを本当に作ってみんなで食べるという、そこまで今年はやりたいと思っておりますので、皆様のご協力をまたよろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、10時55分と致します。

（ 休憩 午前10時37分 ）

（ 再開 午前10時55分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

今、一般質問の最中であります。

次に、7番、花井泰子君。

◎ 7 番（花井泰子）

一般質問、2問させていただきます。第1は『知内高校女子寮の建設について』であります。知内町立知内高校の存続のため2017年から全国公募していますが、女子生徒のための小規模（5人程度）の女子寮を整備すべきではないかと考えますが、町長の考えをお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

7番、花井議員の質問に答えをさせていただきたいと思っております。女子寮整備についての基本的な考え方は先ほどの一般質問でお答えしたとおりでありますけれども、建物の規模については、現時点で何名の女子生徒が利用するのか予測は難しいと思われま。ただ、これま

での下宿利用の実績から申し上げれば、平成29年度が1名、平成30年度が2名、令和元年度は最終的にいさりび鉄道で通学をしておりますが、当初下宿を希望していた女子生徒が1名おりました。このことから、これまでどおり学年ごとに1～2名程度の利用があると考えますと、7番議員のご指摘のとおり小規模なもので問題はないかと思われませんが、先ほど申しましたとおり、女子寮の寄宿環境の整備については、現在のところ方策を検討中でありますのでご理解の程をお願い申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

先ほど5番議員が大変詳しい質問を行ってましたので、そこまでの部分はよくわかりました。ただ私として何故こういう質問をしようかというふうに考えたのは、2年程前に高校の行事がある度に当時の校長先生から、全国展開をしているが現時点では希望者が居ても受け入れてくれる、そういう所が無いんだとそういう声がありました。それが何回かそういう声が聞かれたのです。それで議員として出来ることは何だろうか。二間口維持するということは、ずっと計画にもありましたし、その点では何とかしたいなど。私なりにずっと2年間程どうしたらいいかというふうに考えて来たのが今回の質問に繋がったことでもあります。今年度の教育長の所信表明と申しますか、施政方針の中にも寄宿生活については遠隔地からの入学生徒が年々増加傾向にあり、既存施設の改修や女子の寄宿環境の整備について、具体的対応策を検討して参りますというふうな教育長の執行方針にもありましたし、これはそうだな。いずれは考えなければならぬ問題なんではないかなというふうに思っています。さっきのご答弁となるべく重複しないようには思っています。しかし一方で、今町が抱えているいろんな施策、いろんな建物も建てている途中、計画も中にあります。そういう中で、新しい5人程度と言った小さい寮ではあっても、新しいものを一から作るというのは経済的にも今の町の財政から言っても、厳しいんだろなというふうな思いでいます。町長の所信表明の中にも、こういう文言があって私は凄くこれは賛同するんですが、一つ目のところの子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる町づくりを進めるという中で、更にもうちょっと生活困窮の高齢世帯も多く見受けられますので、救済方法や支援について検討していきたいと、これは町長の大事な方針の中の一つだなということで、これも私は賛同しています。そういったいろんな中で、じゃあお金は使えないと、じゃあどうすればいい。だけど二間口全国展開をしていると。まず先ほどの議論の中にもありましたけれども、まず保護者は学校もそうだけれども、子どもが住む場所は一体どんなところがあるんだろかと。やっぱり学業と生活する場、この二つともとっても大切なものだというふうに思っていますので、やっぱり必要ではないかというふうな、ちょっと私としてもどういうふうな提案をしたらいいのかなというふうな考えで、ずっと来たのも事実であります。少し具体的に、これは私の提案として捉えていただきたいというふうに思うんですが、何故5人程度としたっていうのは、今までのちょっと経過を見ても、たぶん今の段階では5人くらいの寮があれば当分は大丈夫ではないかというふうに私も考えました。しかし、必要だと。そういう中で、1年、半年ぐらい前でしょうか、北海道新聞を見ていますと道北のある町で、そこは建設業界が力を合わせて自分たちの町の高校の寮を何とか作っていると、それを運営しているというふうな、北海道新聞の記事もあったので、こういう方法もあるんだなと。しかし、知内ではちょっとそれは

厳しいかなというふうな。女子寮ですからそこはもっと大きな寮の問題、人数的には大きな男子も含めた大きな寮ですから、ちょっとこれは違うんだというふうなことで、いろいろと私も考えました。それで、まず今交流センターに男子寮が、男の子達が入っています。中を見させていただきました、全部ではないですけども。そこはお部屋には例えば二人部屋でベッドが二つあってというふうな形で、お風呂は別にあるとかそういうふうな形ですけども、もし作るとなればやはり私は男女平等ですから、女の子だけ特別というふうなことではないんですが、やはりバス、トイレそれから洗面所の小さくてもついたワンルーム形式みたいな、ベッドと机とテレビ、あと衣類が入る洋服ダンスの、言ってみればビジネスホテルの一室というふうに考えていただければいいかなというふうに思うんですが。そういうお部屋が5つぐらい出来ないだろうかということがまず一つです。そのための場所はどうするのかということなんですが、これも私がいろいろと考えて中央公民館の向かいに、今ずっと後ろの方にあれを作っておりますが、コープが作っておりますが、その間に公営住宅の平屋、今半分は使われて半分は使われていない公営住宅の平屋があります。今コープの事務所としてお貸しているというふうには聞いていますが、あそこの場所がもしかしたら5人程度で2階建てにしてやれば出来るんじゃないかというふうな考えも持ちました。そして今、全部言っちゃいますけども、それは2階は居住、下は2階に見合った分の1階部分ということになりますが、今知内では担い手センターはあります。担い手センターね。でもそこは限られた方、一般の方は使えないことはないんですが、限られた場所だというふうに私は思っていますが、今知内で成人女性といえますか、比較的若いって言ったらおかしいですが、そういう方達が集まって何かカフェみたいな感じでもいいですが、集まって何かこう話し合う場所っていうのがあるんだろうかとちょっと思ったんですが、無いですよ。高齢者の場所は、例えばコロナイ、元町のコロナイがあったり、町内会館も利用しようと思えば出来ると。だけれども、そういった女性達が集まっているいろいろと町内の人達と色々な話し合いをしたり、発信したりする場所って必要ではないんだろうかというふうな思いもちょっと持ちました。それで、勝手なんですけれども、ちょっと提案なんですけどもそういう場所を作りながら、勿論寮ですから管理人さんは必要です。ですけども、そういう何て言うんでしょうか、知内をもっと知っていただくためには、そして住んでる人達が勿論高齢者の人達も勿論大事ですが、そういった今比較的若い女性の方達のそういう意見交換って言ったらおかしいでしょうか、そういうふうな集まれるような場所、それももしかしたら必要なんじゃないだろうかというふうな思いですが、まずそこら辺で私の考えで突拍子もない考えだというふうに思うか、それともそういう考えもあるのかなというふうにお考えでしょうか、町長。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

憩いの場も含めた1LDKの女子寮を建てるということでありまして、先ほど5番議員にもお答えしたように、5番議員はこの任期の間に何とか方向性を変えてくれというお話でありましたけれども、ということであれば同じ答弁しか出来ませんので、変わった意見あれば教育長の方からでも答弁させますので、お願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

ご意見ありがとうございます。町立高校につきましては、昨年度在籍が176おりまして、10年前の2008年度は144でございましたから、少子化の中この10年間何とか一定規模の生徒に入学してもらえたということにつきましては、学校の頑張りもありますけれども議会、あるいは地域の皆様のご支援によるものというふうに受け止めております。さて、まず規模の、建物の規模の話がございましたけども、町長の今の答弁にもございましたけれども、年に1人いて2人という女子生徒の過去5年間の傾向でございますので、規模的には余り大きなものでなくて良いのかなというふうに私も考えているところでございます。それから地域住民との交流というお話ですけれども、大変そこところは大事なところだと思います。例えば、青少年交流センターに入った子ども達が、春先に郷土資料館で知内の勉強をします。そして知内町のことをまず知る、早く住民になるということを行います。そういう観点からも地域との交流の視点は大事にしなければいけないというふうに考えております。それで、ご指摘の例えば道北であるとか道東には交流という名のつく施設で高校生が寄宿している事例があると聞いておりますので、今後そちらの方の情報を集めて我々も勉強したいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

そういうご答弁でそこところは分かりました。実はですね、さっき5番議員のご答弁の中で今、本当に学校の中はいろんなことに挑戦をして、知内高校を選んでもらえるような、そういう中身に頑張っていていくと、していると。更にそれを充実させていきたいというふうなご答弁だったかなというふうに思うんですが、その機運が熟したら、来てもらえるような熟したら寮も考えてみたいというふうなご答弁もあったかなというふうに思うんですが、一体いつぐらいまでを目処にしていらっしゃるのかなというふうな思いもあるんですが、その点は如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

基本的には、新しいものを建てるというのは公約的には謳ってませんので、まず建てるつもりは今のところありません。それで今いろいろ機運が充実したらというお話でありましたけれども、それは総合的に知内高校が選ばれる学校になるためには今現在何が不足しているのか。特に女子生徒に受けるやり方というのは何を希望して知内高校を選んでもらえるか。そういうものをトータル的に考えて、今進めて、最終的にそれが選ばれる学校になった時にはいろいろ検討しなければならないことも出てくるだろうと思えますので、女子寮も含めてその時は検討をさせていただきたい。ただ今土台作りの段階でありますので、その土台をしっかり知内中学校を始め、皆さんに選んでもらえる高校にするということが大切になるだろうと考えてますので、その土台作りで今どういう環境整備をすればいいのか、学科整備をすればいいのか、総体的に考えていきたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

選ばれる学校を目指してる途中だということなんですが、幸いにも知内高校は普通科学級ではあります。ですから広く考えることが出来るというか、いろんな中の勉強の選択肢はずっと広がっているんだなというふうには私も思っています。ですから、それはそれでやっていただきたいんですが、本当に新しいものを作るというのはお金がかかるので、私はそのところ町で全部、じゃあ作りなさいというふうには考えは持っておりません。一つ提案をしたいというふうに思いますが、宜しいでしょうか。実はですね、これはいろんな町の付け焼刃だというふうに笑われるかもしれませんが、私としては4,000人強の町で自前の高校を持っていると、そういうことを大いにやっぱり広げていただきたいと。そういう意味ではこれはちょっとあれなんです。思い切って、ふるさと納税の何というんですか、例えば普通は3割返礼品というふうなのが基本にはあるというふうに思うんですが、それを例えば1割返礼品を、1割にしていきたいと。4,000人ちょっとの町で自前の高校で今頑張っているいろんなことをやっているが、残念ながら女子寮はまだ今作るというふうなそういう財政状態にはないと。そういうふうなことを訴えて一つそういうふうな方法を試みるということはどうなんだろうかなと。私も様々とどんなふうにしてお金を生み出したらいいのかなというふうな思いもありまして、今そこにちょっとこれはどうなんだろうというふうに行き着いたんですが、これが例えば災害があつてね、災害の大変な所に全国の人が応援するというふうなのはちょっと分かるんですが、自前の高校があるというだけで、それが出来るのかどうかはちょっと分からないんですが、全国に発信してみたらどうなのかというのものもあるんですが、その点は如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

ふるさと納税がそれに合うのかどうかという主旨自体もあります。ふるさと納税の主旨もありますんで、逸脱するのかどうか分かりませんが、ただ、松前城では建替えるのにクラウドファンディングという募集のやり方もしておりますので、それもまたちょっと女子寮という感じでそれを公募かけていいのかという問題もありますんで、それは自分でもちょっと判断つかない状況でありますけれども、いずれにしても、そういう皆さんの力を借りてということであれば、それはやり方もしあるのであれば、そういうやり方も是非必要なのかなと思ってますんで、その辺はちょっと内部的に検討させていただいて、少し考える時間をいただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

自分の思だけをちょっと今、話したような状態なんですけれども。やはり二間口をきちんと維持をしたいという、そして、やっぱり高校があるってことは文化祭もそうですが、町民のやっぱり希望でもあるんですよ。ですから無くはしたくないと、そういう思いでいっぱいです。ですから、これからも考えられることは提案をしていきたいというふうに思いますが、一応ここでこの質問は終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井泰子君。

◎ 7 番 (花井泰子)

それでは、質問の2つ目に移ります。質問の2件目です。『コンポスト普及促進による生ごみの減量化について』。昨今の異常気象は住民生活に大きな脅威となっています。10年以上前から南極などで氷河が大きく崩れていく様が何度もテレビで放映され、地球温暖化が急激に進み、生命存続の大きな鍵となっていることは誰の目にも明らかになりました。地球温暖化対策については、パリ協定にも見られるように世界規模で各国がその数値目標に向かって努力を進めています。住民一人一人が、どんな努力ができるのか考え、より一層地球にやさしい生活を目指すことが必要だと思います。一方、当町の「ごみ分別大辞典」によると年間のごみ処理費用が約1億1,444万円、一人当たりの負担額は約2万6千円となっています。この負担を軽減することが生ごみの減量化には効果的なものと考えます。そこで、生ごみの減量化を推進するためにコンポストの普及促進に向けて、その購入費用に対し助成する考えが無いか、町長にお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

質問にお答えをさせていただきます。知内町内の一般家庭から排出される可燃ごみの量は、平成30年度の実績で約985トンとなっております。一般的な例によりますと可燃ごみの3割程度が生ごみで、生ごみの標準的な含水率は80%になるという調査結果もあることから、生ごみの減量化は町負担の軽減につながる事は勿論のこと、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止にも大きな効果があると認識しております。ご質問のコンポストの購入に関する助成の件ですが、コンポストは家庭から出た生ごみや枯れ葉などの有機物を、微生物や細菌の力で分解発酵させて堆肥を作るのが主目的であり、設置には畑等が必要となる一方、町内では畑を所有する世帯が全体の2割程度しかいないという実態もございます。また、生ごみをただ単に入れるだけでは悪臭や虫の発生の原因となり、近所迷惑にもなりかねないという懸念もあり、さらに、土をかぶせてかき混ぜるなどの手間がかかるため、適切に処理していただけるかという疑問がございます。コンポストによる生ごみ減量化の効果は理解しておりますが、コンポストが低廉となったことにより以前実施していた助成を廃止した町が散見されることから、設置したくても土地等の制約で設置できない方々との均衡等を考慮し、設置と管理は自己負担・自己責任でお願いしたいと考えております。今後は、誰もが手軽に取り組んでいただける水切りの徹底と生ごみの乾燥処理方法などを周知しながら、含水率を減らすことによる生ごみ減量化を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうですね。生ごみというよりごみ、燃えるごみの数が985トンですか。相当の量になっていて、その中の約3割が生ごみだというふうに捉えているということなんですね。生ごみ以外の燃えるごみ7割が、まだ燃えるごみの中に入っているということだというふうに思っています。それで町内を私も歩いてみましたが、コンポストを置いてあるという

のは私が知る限りではたった1カ所しか見受けられませんでした。ですから、この知内町はもしかしたらコンポストは今までも普及されていないし、これからも余り必要にされていないのかなというふうな認識も持ったんですが、ご答弁によりますとコンポストの値段も安いということで、農協さんに行ってちょっと貰ってきたんですが、まず農協さんにコンポストが、実は私も自分で買ってみたいと思って行ったんですが、置いてありませんでした。このチラシをいただいて注文ですと言われました。それで値段が2段階になってるんですね。1番大きいのが17,850円。2つ目が14,700円。3つ目が11,000円で、その下に定価の下に参考売価というのがあって約半分ぐらいの値段になっているので、これどうなのかなというふうにきちっと聞けなかったんですが、下の値段だとご答弁にあるように値段も安くなっているのっていう、この参考価格で言えば8,537円、1番大きいので、次6千いくら。3つ目が4千いくらですから、町民が買えない値段ではないのかなというふうにちょっと思ったりもしたんですが、ただ、何故コンポストというふうなことを申し上げたかと言いますと、ご答弁の中に畑を持っている人は2割程度というふうにありました。それは農業を生業としているか、農家さんの数のことを言っているのか、それとも小さくても自家栽培やっている人達も含めた数なのか、ちょっと私そこら辺わからないんですが、どちらでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

ご説明致します。知内町ですね、課税台帳上で畑という地目を所有の世帯数から割り出したものです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうなんです。実はですね、前に住んでいたところですが、その頃は地球温暖化にも資するということで、全国的だというふうに思うんですが、コンポストを奨励した時期がありました。その時は自治体で何割かの負担をして、各家庭に置いて欲しいと。それは地球温暖化のことも大きな要因だったというふうに思うんです。その地域では、ほとんど畑が無い地域でした。あるのは花畑ですよ。花畑があって、各家庭に自治体の奨励もあったかというふうに思うんですが、結構な数がコンポストを置かれていました。ここに書いてありますように堆肥にして使っていて花をきちっと育てるのにとっても有効だというふうな一面もあって、地球温暖化を、燃えるごみを増やさないとというそういう願いもあって、あの頃は各自治体が奨励していたというふうに思うんですが、例えば知内の町ではそういった時にそういうコンポストのいくらかでもするっていうことは、やられたことがあるんでしょうか。聞きたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

知内町自体は過去にはないようでありましてけれども、ただ近隣の町村を見れば札幌市、石狩市、深川市だとか、いろいろこう上限を設けて2,000円ということでやっています。そ

れでコンポスター自体は、3,500円からピンキリだそうでありますけれども、それに対する最大助成ということで2,000円が主力なのかなという思いはしております。ただその中で終了されたのが幕別町、それと稚内市。やはりコンポスター値段が下がったということで、助成を止めた経緯もあります。ただ7番議員言われるように、いろいろ使い道家庭菜園だとか、いろいろ使い道があれば効果的なものは確かに上がるんだろなという思いはしてはいますが、ただ、いろいろこう土を被せたり、また家庭の残飯・油ものはダメだとか、虫のわく原因だとかいろいろあるそうでありますんで、大変手間が掛かるものなのかなという認識はしております。そして昨今いろんな野生動物が近寄って来てるということで、市街地まで来てるという経過もありますんで、果たしてそれがどうなるのかという想像がただけで、ちょっとまた不安なところも出てくるのかなという思いありますんで、それらを総合した中で現在このような、今のところ考えないというお答えになりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

分かりました。大変管理が面倒臭いというか、手が掛かるということはよく分かります。これは重要な問題なんですよ、実は。燃やせるごみを如何に減らすかという大きな視点がちょっと欠けているのではないかというふうに思います。というのは、地球温暖化さっきも申し上げましたように、本当に異常気象がずっと続いています。ですから住民一人一人がどうやってそこにきちっと取り組むかという、そういうことが大事な視点ではないかなというふうに思っていて、その例えば大きな農家さんだと土地が広いですから、別にコンポストでなくても穴を掘ってそこにに入れて、板でもきちっと蓋をして重石でもかけて置いたら、そんなにコンポストを買うほどでなくても、もしやろうとすればですよ、そういうことにきちっと手をつけようと思えば、それは出来るかなというふうには思います。ですからコンポストというそんなに大きいものではありませんので、例えば住民意識として燃えるごみを出さない。これは生ごみに今、特化した質問になってしまいましたけれども、燃えるごみの7割は生ごみじゃないですよ。だから、これから住民の皆さんといろんなことで質問をさせていただきながら、どうやったらやっぱり地球に優しい、そしてそういうことにきちっと向き合える町民を作るかっていうことも大事な視点だなというふうに思って、今回はコンポストのことを質問させていただいたんですが、ごみ辞典にも書いてますように、ここにもコンポストのことがさらっと書いてます。これを読んでみますと、コンポストを水切り等が一番重要だと。ごみを増える生ごみとか、燃えるごみの水切りが重要だけれども、このコンポストを活用することにより、大幅に減少することが可能となりますと書いてあるんですよ。ですから、ここら辺ももう少しきちっと説明された方が良かったかなというふうに、思っています。このごみ分別大辞典とても大事ですね。私も間違って理解していたところがあるんです。ですから、これ本当に町民の皆さんがしっかりとやっぱりこれに取り組むし、それによってごみにかかっている1億1,000万程のお金が減らすことによって、さっき私が町長の所信表明で言ったその生活困窮者の高齢世帯も多いと、そういうことでそこにも手当をしたいというふうなそういうことも書かれていると、そういったところにも予算が回せると、これはごみの減量化は地球温暖化にきちっと対処する、向き合うということと同時に町民の努力によってはごみを減らせるという、税金の使い方をもっと違う方向に向けれると



いう、そういうことでもあるんじゃないかなというふうに思っています。そのことについては町長はどういうふうに考えてますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

まず、このごみの分別大辞典に書かれております、水切り等の徹底やコンポストを活用する等により大幅に減少することが可能であると。そのことによって、町の負担が軽減されるというのは確かに謳ってありますけれども、ただいろいろ考えそれを元に各自の努力を求めるといふ書き方なんだろうと思いますけれども、含水量80%が生ごみの80%がほとんど水分でありますので、それを10%削減することによって町の経費というのは120万程減額になります。そういう意味では本当に水切りというのは大切なことなんだろうと思います。ただその水切り方法として今、言われるコンポスターを利用してコンポストを作るのか、それともまたその水切りをする、例えば缶を潰す機械ありますよね、てこを利用した。そういうもので水をぐっと圧縮することが出来ないのか、いろいろ見ては勉強はしてるんですけども、なかなかいいものに今当たらないということでもありますんで、それらをまた深く広げながら見識を深めながら、ちょっとやっていきたいと考えております。ただいろいろこう町全体で考えれば、先ほど言われるように高齢者対応もありますし、困窮者も居りますし、それ全てに町政が一から十まで応援、支援出来るということはまず不可能だろうと思いますので、出来るだけ町が出来ることは、確実に高齢者対応も含めてやっていきたいという思いがありますんで、その辺は出来るものはそれぞれの家庭の中で処理していただいて、町は町でやれることを精一杯やらせる方向で今後とも進めていければなと考えておりますんで、その辺はご理解をいただければありがたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

そうなんです。私も生ごみの水切りを自分で何回かやってみました。大変難しいんですね。難しいです。ですから、例えばこれは啓蒙というか、町内会ごとでもいいですから、そのごみの出し方も含めごみを減らす、燃やすごみを減らすということが地球にとってはとても大事だということを、やはりみんなでも共有してそしていければなというふうに思って、言ってみれば問題提供させていただいたような形にはなりましたがけれども、是非皆さんと一緒に可燃ごみですよ、今生ごみに特化した質問を致しましたけれども、可燃ごみを減らすということは、これからまだまだ問題が出てくるなというふうに思って、一応生ごみの減量化。それでコンポストについては、今町長がおっしゃった3,000円ぐらいとおっしゃいましたか。3,500円。じゃあこれ農協のよりはずっと安いんですね。わかりました。そのぐらいだと町民の努力で用意したいというふうに思ってる人は、自分で用意出来る値段ではないかなというふうに私も思いました。これちょっと私が手にしたよりは安いかなというふうに思って、それはわかりました。以上で私の質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、8番、山田顕人君。

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

まず給食無料化についてということでお聞きしたいです。第1回定例会において、給食無償化が議決されました。私にも中学生の子供がいますので、家計的には大変助かっております。しかしながら、保護者の中には何のために無償化がなされているのかということについて、明確に把握されていないということもまた事実でございます。また、子育て世代を終えた世代の方々からは、子育てをするのは親の義務であり、食べ物まで支援しなくても、という意見も聞いております。このことから、町民全体に給食無償化の趣旨を、更に周知していく必要があるものと考えます。また、子育て世代の家計を楽にすることだけでなく、その他にも狙いがあるものと思われませんが、町長のお考えをお伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

8番、山田議員の質問の答えをさせていただきたいと思います。知内町は現在、人口減少と高齢化が急速に進展しており、この厳しい状況への対応策として、これまで各種の産業振興施策や町外からの産業担い手を受け入れ、育成する施設の建設、町への移住促進に向け住宅建設に対する手厚い支援等の施策に取り組まれてきました。しかし、移住促進に向け町外から町に来ていただく方への手厚い支援策の一方で、今この町で暮らしている町民の方々、特に子育て世代の方々には、養育や教育に要する経済的な負担が多額であり、日々の暮らしに大きな不安を抱えているため、それらの負担軽減対策が、安心してこの町で暮らし続けられることにつながり、定住対策として有効であるとの思いから、この度の町長選挙において私の重要施策として町民の皆様に訴えた結果、給食費無償化へのご理解をいただいたものと考えております。今後も今この町に暮らす方々が安心して暮らし続けることができるための施策を推進し、これまで進められてこられた高校生までの医療費無料化、各種検診費用の軽減対策などと併せ、まちを挙げて子育て世代を応援していくことを広く周知して、住みやすい知内町の魅力を伝え、定住と移住の推進を図って参りたいと考えております。また、先ほど食育に関する一般質問をいただきましたが、食育基本法の基本精神として「・・・子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」と規定されていることから、さらに食育基本法第20条では「学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施」等の必要な措置を講ずることが規定されていることから、無償化による負担軽減のみならず、食育と給食の重要性について理解を深めていただく必要があると考えているところであります。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

子育て支援だけがですね、目的であればばらまきと捉えられても致し方ない部分があるのかなというふうに思っております。今、町長が申し上げられましたけれども、定住対策として有効だということをおっしゃってございましたので、私も若い人達がですね、知内は子育て

しやすい環境が整っているんだということで、定住と出生率向上が上げればという気持ちがあるんです。それで非常に町長のことは共感してることはあるんですけども、この町長の今の思いをですね、町民の皆さんまだ理解していないところが結構あると思うんです。そこをどうやって理解させていくのか。そしてどういう周知を徹底していくのか。その辺をお聞きしたいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

当時この給食費無償化を提案させていただいた時に、議長からも苦言をいただきました。ただ無償化にするのではなくて、その有効性どう保護者等に理解をしてもらえるか、その周知は大事なことなんだよということでお言葉をいただきました。それに基づいて、これからまたいろんな形で説明をさせていきたいと考えております。まして議員の皆さんにもそれぞれ議会カフェだとかいろいろあると思いますんで、その中でもし周知をしていただければ、より効果的なものになるだろうと考えておりますので、ご協力をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

やはり町税をね、使用して政策していますのでですね、若い世代、子育て世代そして子育てが終わった世代、そしてシニア世代にも全町民に周知していただいて、ご理解を得られるようお願いしたいと思います。それを踏まえまして、どんな事業にも成果が問われると思うんです。町の人口分布は、20代、30代がくびれた状況でございます。3年後、5年後その世代が少しずつでも増加していけば、してくれればという思いでございます。そこを、現況を把握して、数値化までいくかどうか分からないですけども、評価出来るようにしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

先ほど3番議員の中で食育という質問をいただいて、いろいろ答弁をさせていただきました。給食費というのは、そういう意味でいろんな効果があるだろうと思いますし、またその考え方で全く別の逆効果も出てくるものだと考えております。そういう意味では、本当にこの給食を無償化したことによって、より多くの効果が出てくれればありがたいなと思います。その一つの政策として、今、少子高齢化その中で、また出産ということが、また今言われております。今年も15名の出生数ありましたけれども、そういう意味では日本全体ましてこの地方の経済状況を見れば、子育て世代が裕福な状況にあるとは言えませんので、そうした総合的に考えた時に今までやってきた中学校、高校までの医療費の無償化またはいろいろ検診等の無償化もあります、助成もありますし、トータル的に考えてそれが今、給食費の無償化を合わせてトータル的に考えて、それらが子育て世代に有効だと判断していただいた時に、初めてもう一人子どもを育ててみようかという気持ちにも繋がるだろうと思ってますんで、そういう意味では移住、定住だけではなく、総合的に考えた時に町の将来、子育て支援をす

ることで人口減少に歯止めをかけるといったことにも繋がるだろうし、確かに甘いことではない、給食費を無償化にしてそういうことを言ってるけども、甘いことではないというのは認識しておりますんで、更にまたどういう支援が出来るのか考えながら全般的に判断して、更にそれらが有効になるように手立てをしていけばいいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

食育の関係だとか、様々なもので効果が出てくるということをおっしゃってございました。しかしながら、やはりこのさっき言いました、20代、30代の世代が増えていく。そして出生率が少しずつでも増えていく。これが伴っていかなければ、成果が得られないと私は思うんです。その辺、だから成果が出なかった時にはどうするんですか、ということをお聞きしたいです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、成果が出る出ないという判断はしたくありませんし、まして自分がその思いを汲んでいただいて、町民に汲んでいただいて、一緒に共に知内町の未来を考えていただけるというきっかけになれば、それはそれでありがたいと思いますし、決して後ろを振りかえらず、まずこの町を守るために豊かな知内町を温存するためにはどうしたらいいか、それを一步一步政策に結びつけて、これからも推進していくということであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

先ほど5番議員さんも言うておりましたけども、町長4年間という話をしておりましたけども、私はですね、2期でも3期でもやっていただきたいなというふうに思っております。先の選挙で大体6割、6対4ぐらいで町長勝たれましたよね。あとの4割の方は理解してるかどうかというのは、ちょっと分からないんです。その方達は、きっとばらまきだという考え方を持ってるかと思うんです。そういう人達にも、やはり町長の思いを理解していただきたいというふうに思っておりますので、その辺りを汲んでいただくということと、1年間にですね、2,000万円という給食費無料化にかかっております。これやっぱり成果が出なければ止める勇気も必要なのかなというふうに私は思うんですけれども。先ほど言いましたけれども、やはり成果が出るんだろうというふうには、私思ってるんですけれども。3年後、5年後、これ成果が出なかった時には考えなきゃいけないのかなというふうに思うんですけれども。その辺如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

選挙であります。成果が出なければ落とされます。それは重々わかっております。それを肝に銘じてこの4年間、この任期をどう、自分がいろんな公約出しました。ただ、公約の中でも今この立場に就かせていただいて財政的な問題を考えた時に、全て出来るとは思ってま

せんし、一步一步進めるしかありません。それらをトータル的に考えて、今地域の振興もありますんで遅れていることもあります。5番議員から言われた町内会の建替えの問題もありますし、今正しく認定子ども園に向けて幼保連携ということで協議をさせていただいておりますんで、いろんな課題を整理させていただいて、最終的に将来負担軽減をしながら、公的施設の更新もありますんで、それらを集合させて無駄なものは省きながら、財政負担が少なくなるように今、整理をした中でいろいろ政策を打っているという段階でありますんで、全て公約だからといって、全てやりなさいということではなくて、やはりそこには周りに管理職おります、町長の政策であれ、私がやりたいと言ったことに、やっぱり優秀な管理職いる訳ですから、それはちょっと今の現状考えたら、町長まずいよという、そういう環境をつくりながら今進めさせていただいているところでもありますし、それらを踏まえて一步一步確実に進めさせていただきたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

来年、確か次の5カ年計画の樹立の年だと聞いておりますので、その辺り数値化といいましょうか評価出来るように、そして判断できるように、その辺計画を立てていただければなというふうに思っております。答弁要りません。以上で私の質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について説明したい旨の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

議員の皆様には大変お忙しい中、令和元年知内町第2回定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案10件、同意1件、報告1件であります。

議案第1号の知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、国の長時間労働是正の関係法令の改正や、人事院規定で超過勤務命令の上限を定める措置により、町職員の超過勤務を原則1箇月45時間かつ1年360時間の範囲とするものです。

議案第2号の知内町税条例等の一部を改正する条例については、本年10月から自動車取得税が廃止され、新たに道税として自動車税環境性能割、町税として軽自動車税環境性能割が導入されることになり、軽自動車税の環境性能割非課税及び減免の特例等の規定を整備するものであります。

議案第3号の知内町デマンドバス運行条例については、町内で居住している高齢者等の日

常生活を支える交通手段として、予約型デマンドバスを運行する為の条例を制定するのでもあります。

議案第4号の知内町森林環境譲与税基金条例については、2015年に国連気候変動枠組条約締結国際会議（通称COP）で採択された、パリ協定の枠組みの下、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林関連法令の見直しが図られ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されました。市町村長自らが管理を行う森林整備等に必要な財源に充てるため、「知内町森林環境譲与税基金条例」を制定するものです。

議案第5号の知内高校コンピュータ機器の購入については、5月30日に入札を実施し、株式会社エヌイーシーと仮契約をしましたので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第6号の平成31年度知内町一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ2億1,581万7千円を追加し、48億1,214万5千円とするものであります。補正の主な内容は、民生費の認知症高齢者グループホーム施設整備事業助成金7,840万円。土木費のあけぼの団地A棟、湯の里団地A棟改修工事等9,450万円の追加が主なものであります。

議案第7号の平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）については、業務の予定量の補正及び資本的収入・支出を650万円追加補正するもので、工事は国道228号線湯の里配水管布設工事であります。

議案第8号の北海道市町村総合事務組合規約の変更については、これまで加入しておりました北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の3団体が、平成31年3月31日に解散したことに伴う規約の一部改正であります。

議案第9号の北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、これまで加入しておりました北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の3団体が、平成31年3月31日に解散したことに伴う規約の一部改正であります。

議案第10号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、これまで加入しておりました北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の3団体が平成31年3月31日に解散し、十勝環境複合事務組合は平成30年3月31日に解散したことに伴う規約の一部改正であります。

同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員3名が6月30日付で3年間の任期が満了となることから、選任することになります。

報告第1号、平成30年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越については、2款総務費、1項総務管理費の買い物利便性向上対策事業交付金7,000万円を翌年度に繰越するものです。

議案の内容については、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、昼食の為、暫時休憩致します。

午後1時の再開と致します。

（ 休憩 午前11時50分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長 (伊藤政博)

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議会運営委員会委員長より、日程第2、委員会報告第1号、議会運営委員会報告において、訂正したい旨の申し出がありましたので、議会運営委員会委員長より説明致します。

議会運営委員会委員長、木村君。

◎ 委 員 長 (木村 一)

それでは、報告致します。

日程第2、委員会報告第1号、議会運営委員会の内容について、一部訂正します。

4番の付議案件について、「付議案件は、委員会報告1件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問5件、議案10件、意見書案11件、議長発議1件である。」となっておりますが、同意1件、報告1件について記載漏れとなっておりますので、追加し訂正する旨を報告するものであります。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

議会運営委員会報告については、只今、議会運営委員会委員長より訂正があったとおり、進めて参ります。

---

● 議案第1号 知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第8、議案第1号、『知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第1号、知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

次のページです。知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第19号)の一部を次のように改正するものでございます。第8条に次の1項を加えるということで、3項と致しまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

若干、説明を補足致します。

説明資料、総務企画課見出し1の1ページ目をご覧ください。基本的なことにつきましては、町長からご説明のとおりなんですけれども、提案の理由と致しましては、昨年7月に働き方改革関連法が成立してございます。それに対応して、関係法令の改正や人事院規則が改正されてございます。地方公務員につきましても、関係法令や改正人事院規則の内容を踏ま

えまして、超過勤務命令を行うことが出来る上限を定める等の所要の措置を講ずる必要があり条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、必要な事項は今、ご説明のとおり規則に委任するものでございますけれども、その規則の内容と致しましては、1つ目、超過勤務の上限と致しまして、原則として1箇月45時間かつ1年360時間の範囲とし、政策業務や重点懸案事項の比重が高い課等に勤務する場合は1箇月100時間未満、1年については720時間等と致します。なお、大規模災害への対処等の重要業務に対応する特例も規定致します。この時間につきましては、労働基準法の36条の規定と全く同じ内容にしております。更に2と致しまして、健康確保措置等の強化と致しまして、上限を超えた職員への医師による面接指導など健康の確保に最大限配慮し、時間外勤務に係る要因の整理、分析、検証を行うことを規定致します。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

課長にちょっとお伺いしたいんですけども、この②の健康確保の部分についてですね、うちの町でもやっぱり職員の部分で、やはりそういう体調崩した方って結構いるってことなんですけども。その他にですね、この部分について、やっぱりうちの町でも、前にも言いましたけど、ストレスチェックとかそういうやつをきちっとやってる。その辺の整合性とかも、どのような形で町はとるのか、考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

以前の議会でもご質問いただきまして、町も職員のストレスチェックというものを実施しております。その段階で精神的にいろんな負担を抱えている、ストレスを抱えている職員が前にもお知らせを致しましたけれども、10名以上の職員がある程度重い症状ということで、その方々に対しては町の産業医と職員で構成する衛生委員会を毎回開催を致しまして、その職員に対して衛生の担当職員からインタビューをしたりですとか、職場をもうちょっとこのように改善すれば、まだそのような精神的な負担が軽減出来るではないかだとか、いろんな対応をしているところでございます。一方、今回の長時間勤務に係る健康確保措置等の強化につきましては、現段階では上限としてはこのような時間を定めましたがけれども、昨年までの職員の超過勤務の実態を精査したところ、この上限を超えた勤務をしている職員というのは実際には1人も該当しておりませんでしたので、超過勤務によって直接いろんな身体的な超過的な負担があるという実態はないということで、確認をしております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

そういう部分では、わかるんですけども。やはりですね、こういう形のものがですね、や



っぱり体調崩すようなことのないようにですね、やっぱりこれから町としてもですね、重要な職員のリタイアというものは、一番困ることなのかなと思うんですけど。その辺、予防という形のをですね、ある程度これから重点的なあれでもってやってほしいなと思うんですけど、どうでしょうかね。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

職員が本当に健康で定年まで活躍していただきたいというのは、いろんなコストも掛かっておりますので、町の行政としても非常に重要なことだと考えております。職員組合等とも連携しながら、職員の健康管理、今の基本的には衛生委員会の中でですね、きちっと対応して参りたいと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

議案第2号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。

説明につきましては、税務会計課資料で行いますので、見出しナンバー3の1ページ目をお開きいただきたいと思います。知内町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

今回の改正は、10月1日からの消費税の増税に伴い自動車取得税が廃止され、道税として自動車税環境性能割、町税として軽自動車税環境性能割がそれぞれ導入されることとなります。軽自動車税環境性能割に係る賦課徴収は、当分の間、北海道が自動車税環境性能割の

賦課徴収の例により行うほか、軽自動車税環境性能割の非課税及び課税減免規定は、町が税条例で制定し、北海道が当該規定に基づいて減免を行うこととされるため、北海道との整合性を図るための規定の整備となります。

改正内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例について、北海道で賦課徴収及び非課税の減免措置等を行うことから、所要の規定を整備するものです。

施行期日は、令和元年10月1日となっております。

また、説明資料の2ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ● 議案第3号 知内町デマンドバス運行条例について

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第10、議案第3号、『知内町デマンドバス運行条例について』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

#### ◎ 副 町 長 (大野 樹)

議案第3号、知内町デマンドバス運行条例について。

知内町デマンドバス運行条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、これから説明をさせていただきたいと思っております。説明資料の見出しナンバー2の1ページをご覧ください。見出しナンバー2の1ページでございます。

条例制定の背景につきましては、1つ目として、少子高齢化に伴い地域の生活の足の確保が大きな課題となっていること。

2つ目として、町では利用者の予約に応じて運行する「デマンドバス」を導入したいと。

3つ目として、高齢者をはじめとする交通弱者の生活利便性の向上を図りながら、安心して暮らし続けるまちづくりの実現を目指すものであります。

デマンドバスにつきましては、平成28年、29年の2年間の実証運行により運行方面等

を整理し、知内町地域公共交通会議の合意をいただき、本年5月28日からの本運行の許可を函館陸運局からいただきましたので、本条例を制定するものです。

なお、条例の内容につきましては、地域創生推進室長から説明をさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

それでは引き続き、条例の内容についてご説明致します。

1番の本条例の制定の背景につきましては、先ほど副町長よりご説明致しましたので、2番の主な内容からご説明致します。第1条には条例の趣旨を記載しております。第2条、運行内容においては、知内町地域公共交通会議で合意が得られた運行内容とする旨を定めております。第3条、使用料においてはデマンドバスを利用する際の片道の運賃を定めておりまして、一般の方で200円、子どもが100円、障がい者等が100円、未就学児が無料としております。

なお、参考としまして、現在の各地区での運行日について、表において記載しております。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

あのですね、ここの使用料金の区分と使用料金のところで、ちょっとお尋ねしますけれども、条例制定の背景の中にね、誰もが安心して暮らし続けるまちづくりの実現を目指すと謳っておりますけれども、このここにある障がい者等のところなんですけれども、障がい者って、身体障害者と療育手帳を持っている方だけなんでしょうか。もう一つ、精神障害者福祉保健手帳というものを持っている心に病を抱えている方。特に、うつだとか適応障害だとかそれに悩んでる方がたくさんいると思うんです。先日も、大変大きな事件がありましたけれども、そういう閉じこもりっていうより、そういう方々が、妄想をどんどん大きくして行って、いろんな被害妄想なりなんなりを広げていく可能性が無いわけではないような、今の環境状況にあるわけですけれども、せつかくこの町で今、あすなろ学園も来てパン工場も開き、またFDセンターも開き、これから温泉なり老人施設等をやる中で、そういう障がい者の方が働きやすい環境の町、住民と連携を持ちながら、住民と楽しく暮らせるような方向性を持っていくのを、目指してるのかなと思っておりました。その中で、やっぱり障がい者に優しい町というものであって欲しいと思いますので、ここで、その引きこもり等を起こさないように、出来ればこの精神障害者福祉保健手帳を持っている方々にも、是非配慮いただけるような方向性は見つけられなかったんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。まずですね、障害をお持ちの方の暮らしやすい地域づくりを進めるとい

うのは、これは一貫した町の考え方だと思っております。今回の料金につきましては、ご質問の精神の障害をお持ちの方の福祉手帳、お持ちの方ですね。については、一般の枠、片道200円に当たります。この料金の議論の過程について、ちょっとご説明致しますと、地域公共交通会議というですね、既存の交通事業者の方だとか、国ですとか、北海道ですとか、様々な方が入った、その会議の中での合意形成を行って料金は決めていくわけですが、その中で既存の交通事業者の料金体系というものをですね、一つ例として参考として決めております。と言いますのは、例えば函バスさんですとか、JRさんですとか、と言うのは今回条例で出しましたように、精神福祉手帳をお持ちの方というのは、一般料金という扱いになっておりまして、それを例にですね、今回その交通会議の中で議論して決めさせていただいたということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

そういう経緯は今聞きましたけれども、あのですね、精神障害福祉手帳を持っている方それぞれ自分の中で、心の中で闘っていると思うんですよ。そういう中で、やっぱり外に出て一般の方々に受け入れていただくと、やっぱり改善する兆候も自分が見つけられると思うんです。結局、その精神障害になるのには、私達だっていつ爆発するかわからないんです。一般の人達がかかりやすい病気もあるということを考えながら、もう一度そこ。まして、ここ確かこのデマンドバス、主体は私は町だと思って、ずっとこの議会の勉強会とかにもやってきているんですけども、やっぱり町の意見をもうちょっと強く取り入れてもらえればなと思うんですけども。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。今回、福祉手帳をお持ちの方への配慮についてもご意見として頂戴しましたので、今後ですね、その地域公共交通会議の場において議論させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。私も前からやっぱりこういうことに興味があつて、いろんな方々とお手伝ひさせていただいた関係で、やっぱりそういう方との繋がりも出来てました。その方々が私も早く治りたい、何かのきっかけがあればということで期待している方々もたくさんいらっしゃるのですね、やっぱり一般の人達っていうか普通の健常者の方々と交流を、是非、持てるような方向性、本当に福祉の町目指して執行者の方々には頑張つていただきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

ちょっと、お復習の為にお尋ねします。この業務委託の委託先はどこで、料金はどのくらいなんですか。年間どのくらい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長 (三原知明)

ご説明致します。運行ですとか、予約の業務をですね、函館バスさんに受託していただいております。料金につきまして、ちょっと今、正確な数字持ってませんけども、570万円程を予算化しております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

5月の28日に運行許可出て、今回初めて条例制定をするということで、ちょっと苦言を呈したいと思います。あえて詳しいことは言いません。これまで言ったらわかると思うんですが、本来は運行許可が出る前に条例が制定しなきゃならない状況なんですね。そこで、町からの説明の時にもちょっと話をしました。今年1年、予定されたこの運行計画通りやってですね、どうでしょう、来年。来年というか、生協が開業すると同時にその状況に応じてこれらの見直しを一つしていただきたい。以前に議会の方で青森県の鱒ヶ沢に、やはり交通形態そのものを町全体で考えていろいろな手法でやっている部分を紹介を致しました。そこでこの町、知内ですね、まずくまなく歩いております。スクールバスですよ。それから診療所のバス。それから、4月から今、走る予定の温泉バス。それから社協のバス。全部これらですね、町民が等しく利用出来る方法を考えていただきたい。函バス、ちょっと固有名詞出して悪いんですが、委託料570万あれば、これら全部可能だと思うんですよ。これらも含めながら、今回、真剣に検討していただきたい。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長 (三原知明)

ご説明致します。今、デマンドバス始めてまだ20日程ですけども、7月中旬のですね、コープさっぽろのオープンですとか、いろいろと状況の変化っていうのはあると思います。利用者数にしてもそうですし、場合によっては増便が必要なケースも考えられます。それから、4番議員おっしゃるとおり、来春、こもれば温泉の管理の中では、温泉バスの毎日運行ということも想定されていますので、そういった全体の状況を総合的に判断してですね、必要な見直しはしていかななくてはならないというふうに考えております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

今の条例のこの見直しのまず第1の背景のところ、先ほど言っていた地域の生活の足の確保が大きな課題となっている。こういうまず最初に、「この地域の生活の足の確保」、

「この大きな課題」という文言から見るとですね、ルートとしては週1なんですね。週1回の運行で、この大きな課題を解消出来るのでしょうか。私は今回こういった条例になっていく、言わば実証実験の、言わばこの考え方の吸い上げが果たして住民のですね、ニーズに沿ったものであったのかという、そもそも疑問を持ちます。先ほどと言いますか、あるルート特に森越・中ノ川ではまだ1回も利用されてなかったような噂も聞いておりますし、その辺のところを本当にこの地域の生活の足になりうるとお思いでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長 (三原知明)

ご説明致します。まずですね、森越・中ノ川は結構利用している方いらっしゃいまして、上雷・元町方面はなかなか進まないという現状です。それから、地域生活の足の確保、当然それを目指しております。なかなか実態としては利用者伸びないところですけども、先ほど申し上げたように、コープさっぽろですとか、行き先がしっかり出来ることによって、利用の増加は図られていくのではないかというふうに考えております。ただ、その一方でですね、これまでも申し上げて来ましたが、既存の交通事業者への最大限の配慮というのが法律上必要な観点になっておりますので、そことバランスを取りながらですね、一番良い形というのを今後の利用状況も含めて必要な場合には見直していくとか、そういった作業をすることになるかと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

確かに既存の事業者というのは存在して、これまでも実績はあった訳です。しかしですね、このやはり時代に合わせた見直しというのは、私は欠かせないんだろうと思います。ましてや、町民が本当に大型バスが殆ど空っぽに近い運行を、町民が皆見てる訳ですね。そういう実態というものは、これは函バスそのものも悩んでることだろうと思いますし、そういう意味ではもっと、先ほど4番議員おっしゃってた、総合的に抜本的にという既存の事業者もハッピーになるような、町民も本当に良かったね、先ほどあじバスの話が出ました。本当にみんなが話し合っただけで粘り強くやった結果、この路線バスとスクールバスが合体して、そして本当に和気藹々ですね、町民も児童も生徒も、このバスの中で会話出来るような、こういったものっていうのは、僕は本当に目指すべきではないのかなって、このように考えますし、それから、今、3番議員の発言にもありました。料金の点で、ここに一般、子ども、障がい者等、未就学児とあります。この3番目の障がい者等ということが、まず目に飛び込んで来まして、あっ、そうすると精神的な障害を持っている方も、これに該当するんだなって思っちゃいますよね。ところが中身を見たら、あっ、福祉手帳をお持ちの方は除外、ここに含まれないということになると、二度がっかりだと思います。この辺の表記も含めて、工夫出来ませんか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長 (三原知明)

ご説明致します。まず、その時代に合わせた地域公共交通全体の考え方につきましては、

まさにそういったものもですね、今後、地域公共交通会議というのは既存の事業者の方にも入っていただいておりますので、そういった中で全体の充実について、議論をしていく必要があるかと思っております。また、2点目のですね、料金の3番議員さんのお話と共通しますけども、それについてもですね、先ほどの交通会議の中でいただいた意見について議論をしていきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、成澤君。

◎ 2番（成澤五郎）

熱いうちに、早いうちにというふうに思いますので、是非ともご検討お願いしたいと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7番（花井泰子）

私からも、3番議員がさっき言ったように、障がい者の問題であります。一番良いのは、手帳を出さなくても黙って乗れるという、そういうものだというふうに私は考えます。ですから、ここは条例として一般が200円というふうに出されましたけれども、例えば松前は、ワンコインで100円でやっているとというふうに承知をしています。今、やっているかどうかわかりませんが、そこだってやはり地域の例えば函バスさんとの兼ね合いどうだったのかということもありますので、私としては誰が乗っても100円と。だから、障がい者であろうと障がい者でない人の、障がいと言われない人も含めて、子どもも含めて、誰が乗っても100円という、そういうふうなやり方が一番住民福祉にピタッと合うと言うか、これからは残念ながら、心の病とかそういう方達が増える傾向にあります。そういう方達も、本当に一般の町民と同じく、同じ運賃で自由に利用出来るという、そういう方向に私も持ってってもらいたいというふうに、意見をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

答弁、必要ですか。

他に質疑ございませんか。

8番、山田君。

◎ 8番（山田顕人）

運行日の件なんですけども、ここ最近、週休2日で大体1週間に2日は働いている方も休みになられるかと思うんですけども、4日間しかないのは何故なのでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。まず、デマンドバスの本格運行を始めるにあたって、これまでの実証実験等の状況も踏まえると、まずは小規模にスタートをしますね、先ほど来のご説明と重複しますが、状況を見て必要な判断、運行日の改善であったり便数であったりですとか、そういうことを進めていきたいという考えでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

お客さんのニーズに応えられるように、増やせるところは増やしていただきたいというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

ちょっとお伺いしたいんですけども、前にも課長にデマンドバスの運行にあたっての住民説明会ですよね、その部分ではっきり言って今の現状、うちの町の現状、説明会の現状見ますと、そんなに多くの対象の町民の方々が出席してないっていうようなことを、ちょっと目にした経緯があるものですから、その辺について、十分な説明をきちっとやってこれたのかなというのが、まず1点。それから、今回のこの条例の部分を見ますと、道路交通法第78条の部分になりますと、うちの場合のこのデマンドバスの対象ったら、輸送という部分の項目に該当するのかなっていう、その辺についてどのようなものか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長 (三原知明)

ご説明致します。まず説明会に関してですけども、説明会は5月にですね、13町内会それぞれ町内会館を活用させていただいて、そこに実際のデマンドバスも持ち込んでですね、こういう乗り方になりますよとか、予約の方法はこうですとか、そういう実技的な説明会をやらせていただいております。13町内会で全体で64名の方に参加していただいております。特に今回ですね、交通系のICカードも使えるということで、新たに導入しましたので、特にそのカードについて、いろいろと不安があるんでないのかなということから、実機も持ち込んで、いろいろとやりましたけども、実際はかなり交通系ICカードというのが高齢の方にも浸透していたな、というのが実感でございます。それから、2点目の78条の有償運送の関係、自家用の有償運送の関係ですけども、それはおっしゃるとおりでして、その交通空白地帯の考え方について、私どもの考えはですね、全く既存の交通事業者が運行していないエリアというのは空白地帯でございますけども、その他に運行はしているんですけども時間帯的に空白になっているという部分についても、空白地帯という判断が出来ますので、そういう形で既存の交通事業者と重複しない時間帯に、デマンドバスを運行するような形を取り入れています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今、わかったんですけども、ただ、課長、このデマンドバスの運行にあたってですね、やはり、今、各議員の方からも運行の日にちの部分でですね、やっぱり一般のその運行、乗車を考えている町民の方々ですね、やはりこれからコープさっぽろ出来る部分によって、コープさっぽろが出来てしまった場合は、やっぱりああいう店ですから、金・土・日が特売とかそ



ということやるのに、なんでそういう時に運行してもらえない。逆に、それはおかしいじゃないのかって、その時に運行してもらうのが本当のあれでないんですか。ちょっと私も気付かなかったもんですから。一応、町の方でもいろいろ考えてそういう形にしたのかなって思うんですけども。町としても運行については、いろいろこれからやって、それからダメなものはどンドンドンドン改良して良いものを持って行くという考え方でいるから、もう少し時間を貸してくださいと私は言った経緯あるんですけども。その辺についても、そういう形の部分で早急にですね、やはり町民の方々に意見をこまめに吸い取って、運行だとか、利用者がせっかく、さっき4番議員さんが言いましたように、高額な委託料を払うんですから、その辺についても、やっぱりきちっとしたものを持っていてもらいたいと思います。それから、この条例の部分について、第5条の利用者の制限だとか、部分についてですね、やはりこれは文言ではこうなってますけども、やはりそういう破壊的な行為をされた部分については、やっぱり今の時代、ただやったやらないとか、やっぱりそういう形の車に対してもね、やっぱりドライブレコーダーを付けるとか、きちっとしたそういう証拠を示すような形のものでですね、きちっと整備した方が私は良いと思うんですけど、その辺についての考え方があるようでしたら。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。おっしゃるとおりでして、コープさっぽろが待合機能も出来ますので、デマンドの中心的な位置付けになると思います。実際にシニアコープデーとかってというのは、木曜日に設定されていますし、あと1・2・3コープデーだとか、様々な特売というか、割引の曜日だったり、日にちだったり、というのはございまして、その点につきましては、地域の説明会においても、そういった声もいただいております。今回、本格輸送開始するにあたって、こういう曜日割には、せざるを得なかったんですけども、これも固定ではなくてですね、一定のタイミングなり、必要な時期なりに見直しながら、不公平感のないように進めていきたいと思っております。それからもう一点、条例の第5条に関わってですね、利用の制限するにあたって、ちょっと関連しますけども、ドライブレコーダーについては、今の車輛でも搭載をしておりますので、そういった万が一の対応というか、図っていきたいと思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 知内町森林環境譲与税基金条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『知内町森林環境譲与税基金条例について』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

議案第4号、知内町森林環境譲与税基金条例について。

知内町森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、説明をさせていただきますけれども、説明資料の見出しナンバー5の2ページをお開きください。資料の5の2ページです。制定の背景ですけれども、2015年に「国連気候変動枠組条約締結国際会議」で採択された、パリ協定の枠組みの下、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林関連法令の見直しを図られ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税、これも（仮称）です。が創設されました。

森林整備は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全、水源の涵養と広く国民の恩恵を受けるものであります。一方、森林整備を進めるに当たって所有者の経営意欲の低下や、所有者不明の森林の増加、境界不確定、担い手不足と大きな課題もあることから、自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う森林整備等に必要な財源に充てるため、「知内町森林環境譲与税基金条例」を制定するもので、この基金を財源として、今年度から施行予定の新たな森林管理システムや森林整備の促進に関する事業を図っていく為に本条例を制定するものであります。

なお、条例の内容等の詳細については、産業振興課長から説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産 業 振 興 課 長（西野俊一）

それでは、引き続き、条例の主な内容について、ご説明致します。

この条例は、第1条の設置から第7条の委任までの構成となっております。まず第1条の設置の目的ですけれども、今、背景の方でも言いましたけれども、間伐等の森林整備の他、人材育成や担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の事業に要する経費に充てるために基金を設置します。

第2条の積立で、国から知内町に譲与される譲与税についての額に基づきまして、積み立てることになります。

第3条の使用ですけれども、以下の事業に要する経費の財源に充てるものとします。民有林における間伐や路網整備等の森林整備、担い手の確保等の人材育成、木材利用の促進や普及啓発というふうになっております。

4条から6条の管理・運用については、基金の管理・または運用について定めております。

最後に7条ですけれども、委任ということで、この条例に関し必要な事項は別に定めることとしております。

なお、当町の主な活用案としましては、先ほど第3条で言いましたとおり、以前、議員の皆さんにもご説明したとおり、主たるものとして、手が付けられていない森林の所有者への意向調査、あと現況確認、あと民有林整備や、今、町の方で進めております、担い手育成等に、この基金を活用していきたいというふうに考えております。

最後に議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行致します。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

ちょっと、2番の説明資料の中で、ちょっとこれ整合性欠けるのかなと。制定の背景の中の後ろからというか、下から4行目あたり、市町村自らが管理を行う森林整備等に必要な財源に充てるためってなってるんです。これで考えれば、民有林、該当にならないのかなと、まず一つ思った。そして、この条例の内容の、3の使用に民有林における間伐や路網整備等の森林整備に使うんですよと。この整合性どうなるのかなと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。まず、今年度から新たな森林管理システムという言葉をお聞きしたことがあると思うんですけれども、先ほど言ったとおり、手付かずの森林が今、あちこちにあるということで、これらを今調査して、それらを所有者の意向を確認しまして、所有者がどうしても遠方に居て手を付けられないという方の意向なりを確認しまして、これらを町の方で把握し事業体、又は森林組合等にですね、これを請け負っていただけないかという、活用していただけないかということをやります。その上で、事業体も森林組合もまた手を付けられないものについては、市町村自らがやらなければならないという、こういうシステムというか、体制を今年度から取るように国の方でも定めております。ですから、ちょっと書き方としては町で整備最後にはするんですけれども、最初には事業体、もしくは森林組合の方でその遠方にいらっしゃる方だとか、高齢で手を付けられない所有者の方々に代わってですね、それらの木の伐採等をですね、請け負うようなシステムが導入されたものですから、この環境譲与税とマッチングしてですね、事業展開していきたいというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

大体わかりましたけれども、ただ、この財源を使うことによって、従来ある国からの補助金、これらと平行して使うということも可能だつてこと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず既存事業への充当というのは、まずダメなんですけども、それは今4番議員さん言われたのは、国の公共事業と言われているもので、財源が少ないんで、うちにも5・600万程度しか来てないんです。それで、手が付けられないものがあります。町独自事業、これにならったような事業を、新たに町で作ってですね、全く同じようなものでもいいんですけども、その事業で手を付けていくことを今、想定しておりますんで。今、言った5・600万に足りない分で、例えば300万、町単独事業ってことでやります。内容については、同じような事業でやれますんで、それは基金がまだ600万程度ですので、これは今年からずっと始まりまして、最後の年には2,000万近くまで毎年来ることとなりますんで、それをある程度積み立ててですね、単独事業何年後かに今、創設しようというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 知内高校コンピュータ機器の購入について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号、『知内高校コンピュータ機器の購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（長谷川将之）

議案第5号、知内高校コンピュータ機器の購入について。

次のとおりコンピュータ機器を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記、1、品名、コンピュータ機器、2、購入価格、736万5,600円、購入先、函館市末広町2番1号、株式会社エスイーシー、代表取締役社長、永井英夫、4、納期、契約の日から令和元年8月30日。

詳細につきましては、説明資料の見出しナンバー7、教育委員会説明資料の1ページをご覧ください。事業名、知内高校コンピュータ機器更新、概要、パソコン42台、ネットワーク

機器一式、ソフトウェア一式、周辺機器の設定、入札月日が令和元年5月30日、仮契約金額、契約の相手方、指名業者、落札率については記載のとおりとなっております。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

はい、質疑。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっとお伺ひしたいんですけど、確認の為に、42台ということは、知内高校のコンピュータ全部入れ替えるという形になるの。それともある程度の台数、まだ残ってるという部分で考えていいの、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（長谷川将之）

ご説明します。今回は、生徒用のパソコンを40台、プラス先生用が2台の、計42台の入れ替えです。ですから、全ての生徒用のパソコンが入れ替えたこととなります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

これを入れ替えるということは、これは入れ替える理由ということ、いつも前言ってますけど、ソフトの分が保守メンテナンス出来ないとかということ、7から10に替えるという、そのような事業なの。それとも、ある程度これ時期が来て、コンピュータ自体が機能がもうかなりダメだという形なの。どっちなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（長谷川将之）

ご説明します。今回は、Windowsの関係の期間の終了ということもありますし、あと同時に、機械のコンピュータの方も、もうかれこれ8年経っておりますので、そろそろ耐用年数であります。どちらも加味してということで入れ替えしております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ● 議案第6号 平成31年度知内町一般会計補正予算(第2号)について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第6号、『平成31年度知内町一般会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第6号、平成31年度知内町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

平成31年度知内町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,581万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,214万5千円とするものでございます。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第2表地方債補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を致します。17ページです。2款総務費、1項総務管理費、8目交通安全対策費に9万円を追加し、478万2千円とするものでございます。11節需用費で交通安全車、今年、車検整備を行っておりますけれども、当初の想定以上に劣化が進んでおりまして、追加的に修理費が必要となっております。不足となる9万円を、今回、追加をお願いするものでございます。

18ページです。2款1項10目地域会館管理費に306万3千円を追加し、1,714万1千円とするものでございます。15節工事請負費に120万の追加ですけれども、中ノ川生活改善センターのトイレ改修工事ということで、現在一つの部屋で男女が一緒に同じトイレを使っているという状況でございますけれども、その男女の区分を設ける改修工事費として120万円を追加するものでございます。更に18節備品購入費に186万3千円の追加で、各町内会に椅子、テーブル等の備品を整備してございますけれども、各町内会から追加ですとか、更新のご要望をいただいております。それで精査をした結果、今回、186万3千円を追加するものでございます。

19ページです。2款1項11目自治振興費に181万円を追加し、1億4,268万3千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金ですけれども、各町内会が自主的に行うコミュニティ整備活動に対しまして、町が7割の補助をするということで181万円の追加。内容につきましては、総務企画課説明資料の3ページに記載をしております。

次に20ページです。2款4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費に36万円を追加し、708万9千円とするものでございます。11節需用費の消耗品36万円の追加でございま

すけれども、当初想定しておりました、ポスター看板の区画数が想定より増となったことに伴いまして、不足が見込まれる36万円を追加するものでございます。

次に34ページ、9款消防費です。9款1項消防費、2目災害対策費に592万2千円を追加し、1,105万8千円とするものでございます。11節需用費で各町内会館防災用消耗品として118万2千円、避難所周辺整備費として30万円の追加、合わせて148万2千円の追加でございますけれども、この度、宝くじの配分金を運用してございます北海道市町村振興協会と言いますのが、本年設立40周年を迎えまして、記念特別支援事業として、防災減災対策推進事業交付金148万2千円が配分される旨の通知をいただいております。この為に、これまで各避難所に配置してございました飲料水5カ年を経過して、更新期を迎えておりますので、その為の飲料水254ケース分、67万円程。更に段ボールベッド20個の購入。更には、小谷石地区の避難所となっております、矢越山荘で昨年9月6日の震災の時にですね、多数の町民の方、避難されたようなんですけれども、停電ということもあって通じる道路真っ暗だったということで、何らかの照明器具が必要だというご要望をいただいております。それに対応する予算として、30万円を追加するものでございます。更に12節役務費では同じく昨年9月6日の胆振東部地震の際に、各避難所に町民の方々が避難をされてございました。各避難所、町内会館ですけれども、そちらの方には避難用の毛布を配備してございまして、そちらを一部使用されたということも伺っておりますけれども、それはもう畳んで整理をされたということですが、少し時間が経って臭いも出てきておりました、クリーニングが必要というご要望をいただいておりますので、今回、毛布のクリーニング代として4万円を追加するものでございます。更に13節委託料では水防法の規定によりまして、想定しうる最大の降雨による知内川の洪水浸水区域のシミュレーションというものが、この度実施をされてございます。この想定しうる最大の降雨と言いますのが、24時間雨量で378mmということで、千年に一度という大きな雨が想定されている訳でございますけれども、残念ながら、この役場庁舎も3メートル程の浸水区域に入っております。そのデータが北海道から示されてございます。更に北海道の管理河川以外にも町の管理河川等につきましても、その河川の周辺に住民の方々が住まれておる地域がありますので、それらの川に関しても簡易的なソフトウェアによりまして、シミュレーションを加えて町内全般を見渡した河川の洪水ハザードマップを作成することを予定してございます。その費用として440万円を追加するものでございます。総務企画課関係は以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

21ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に53万5千円を追加し、1億4,475万6千円とするものです。13節委託料に53万5千円を追加するものです。内容は、消費税改定に伴う障害福祉サービスのシステム改修によるもので、財源につきましては全額国庫補助となります。

次に22ページです。5目介護保険費に7,840万円を追加し、1億8,208万7千円とするものです。内容は、19節負担金補助及び交付金に認知症高齢者グループホーム施設整備事業に対する助成金で、建物分が2ユニット2棟で6,400万円、備品購入等の開設準備経費として1,440万円の合計7,840万円となり、財源については全額国庫補

助となります。

次に23ページです。2項児童福祉費、2目児童措置費に146万4千円を追加し、1億3,220万9千円とするものです。内容は、13節委託料に子ども子育て支援システムの改修費用として146万4千円を追加するものですが、消費税改定に伴う幼児教育無償化によるシステム改修で、全額が国庫補助となります。

次に24ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に70万6千円を追加して、3,635万9千円とするものです。平成31年第3回臨時会において、成人男性風しん予防接種料として、追加補正を致しましたが、その後、5月に日本医師会と全国知事会との間で集合契約が締結され、対象となる方は抗体検査並びに予防接種を居住する地域以外の全国で実施出来るようになると共に、国保連合会を介して請求支払事務を行うことで、市町村の事務軽減が図られたところでございます。これに伴って、抗体対象者のクーポンの印刷用紙代として11節需用費に6万8千円の追加。役務費から委託料へ節区分が変わったことから、12節役務費で115万1千円の減額、13節委託料に178万9千円の追加となりますが、健康管理システムの改修委託費につきましては全額が国庫補助となり、抗体検査に係る費用については2分の1の国庫補助が、また予防接種に係る費用については普通交付税により措置されることとなりました。なお、詳細につきましては、予算説明資料の見出しナンバー4、生活福祉課関係に添付してございますので、ご参照願います。

次に25ページです。2項1目清掃費に52万3千円を追加し、1億4,487万円とするものです。内容は、12節役務費に海岸漂着物等処理料として41万8千円。14節使用料及び賃借料に漁船使用料5万円、重機借上料5万5千円を追加するものです。今回の追加補正につきましては、北朝鮮からの物と思われる船の処分費用を国が100%支援するというので、当町では現在のところ事例はございませんが、万一そのような事が発生した場合は迅速な対応が求められることから、この度の追加補正をすところす。以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願います。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長 (西野俊一)

26ページ、お聞きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に4万7千円を追加し、4億7,685万7千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金として追加するもので、内容につきましては、北海道が策定しました農業用ハウス災害被害防止計画に基づきまして、農業用ハウスの災害被害を軽減する事業で、今回は既存のハウスへの補強を実施したものに対して、補助しており、詳細につきましては、予算説明資料見出し5の産業振興課の1ページを、後ほどご参照願います。

次に27ページ、2項林業費、2目林業振興費に1,200万円を追加し、2,658万2千円とするものであります。これは11節需用費でチップ工場のチップ重量を量るトラックスケール、重量計ですね。が故障し、修繕費に不足が見込まれることから8万7千円を追加。19節負担金補助及び交付金で森林整備対策事業補助金に91万3千円を追加。これは皆伐の事業量が増えまして、植栽の面積が増加したことによりまして追加。更に地域材活用住宅助成金に500万円を追加。内容につきましては、昨年度まで6年間この事業を実施してき



ました。事業内容につきましては、大きく変わりはありませんが、補助金の算出におきまして、地域材の購入経費の50%として、今回、しております。それから単価上限設けております。更に薪ストーブの補助を利用がないということで止めております。これが変更点となっております。詳細につきましては、予算説明資料の3ページを後ほどご参照願います。

次に28ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に3万2千円を追加し、335万1千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金で、北海道漁港漁場協会負担金に不足が生じることから、追加するものです。

次に29ページ、2目水産振興費に333万5千円を追加し、1,876万円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に、ホタテ養殖業緊急支援事業補助金として103万円。漁船クレーン資格取得事業助成金として61万9千円。上架施設整備事業補助金として168万6千円を、それぞれ追加するもので、内容につきましては、説明資料4ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、4ページのホタテ養殖業緊急支援事業であります。事業の概要にありますとおり、養殖ホタテは近年、原因不明の大量へい死が継続しておりまして、漁業所得に甚大な影響を及ぼしております。今後3年間の水揚げが激減することが明白となっておりますので、養殖ホタテ用稚貝の、あと値上げもあります。昨年に比べて6割ぐらい増えているということで、これらを鑑みまして、町内ホタテ養殖が危機的状況にあることから、ホタテ稚貝購入費に係る費用を町が支援するものであります。なお、ホタテのへい死につきましては、最初は3年貝そして2年貝ということでしたが、今現在1年貝にも及んでおりまして今後3年間、十分な水揚げが確保出来ない状況があることから、支援につきましては令和3年までの3年間としていきたいというふうに考えております。事業の内容につきましては、種苗代500万個とあと運搬費総額222万5千円ですけれども、これの半額を町の方で補助したいというふうに考えております。

次に5ページ、漁船クレーン資格取得助成事業です。近年の漁船揚貨装置（クレーン、デレッキ）による事故を受けまして、労基法に基づく特別教育講習が義務付けられたことによりまして、知内地区組合員が当該資格の受講が必要となったことから、支援するものであります。事業の内容ですけれども、学科実技の講師の旅費、備船料、それから学科実技の個人の受講料72名分ですけれども、これら総計195万8千円の内、講師旅費、備船料につきましては50%。個人に係る受講料は農業等にならないまして25%の支援をしたいということで、61万9千円を支援することとします。

次に6ページ、上架施設整備助成事業です。事業の概要ですけれども、知内漁港涌元と小谷石の漁港ですけれども、漁船の上架作業については、これまで契約してきた業者が事業縮小ということで、クレーン車が無くなりました。このことによりまして、町内業者で対応出来ないことになりまして、町外の業者委託が必要になりました。それらが2倍程度の今度金額が掛かるということで、上架施設を今回設けてですね、1度に1回に上架作業を行って漁業者負担を軽減するという観点から、当該施設の整備について支援を行うものであります。事業の内容ですけれども、2カ年に渡りまして実施したいということで、今年につきましては下の小谷石地区、洗浄機、吊上げバンドと台座で227万6千円ですけれども、これの80%を補助したいということで、来年につきましては、涌元地区で台座既にありますので洗浄機と吊上げバンドを支援したいというふうに考えております。

それでは、議案に戻っていただきまして、30ページ、7款1項商工費、2目商工振興費に1,010万円を追加し2,754万5千円とするものであります。これは13節委託料に、「食」のスポットのレジシステムが消費税軽減税率に対応する為、改修が必要となることから30万円を追加。19節負担金補助及び交付金に、カキVSニラまつり実行委員会助成金として130万円。サマーカーニバルin知内実行委員会助成金として300万円。プレミアム付商品券発行事業助成金として550万円をそれぞれ追加するもので、この内、サマーカーニバルin知内実行委員会助成金の内容につきまして、予算説明資料の7ページをお開き願いたいと思います。今年度のサマーカーニバルにつきましては、既に実行委員会1回行っておりまして、その中で、今、決まったことについてご説明致します。事業内容の表の下の方ですけども、日時につきましては例年通り8月14日に開催すると。ただ会場がですね、従前河川敷だったんですけども、実行委員の方で決めて、町民センター駐車場で今年からやりたいということで、今、決まっているそうです。内容につきましては、今現在アトラクション、歌謡ショー、あと花火大会ということで、今、計画しておりまして、歌謡ショーにつきましては、北島音楽事務所を通じてですね、今、知内にゆかりのあります島あきのさん他合計3名の方をですね、クラウンミュージックからご紹介いただいて、今、折衝しているところであります。総事業費としましては、574万3千円を見込んでおりまして、この内町の方で300万円を補助したいというふうに考えております。次にプレミアム付商品券事業につきましては、4月の第3回臨時会で事務費分を計上した時に、ご説明しております。今回はその内、事業費分としまして低所得者分1,000件分。それから子育て世代分100件分。合わせて1,100件分を補正するものでありまして、財源は全て国庫補助となっております。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に、建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長（佐藤和人）

建設水道課関係補正予算をご説明致します。

31ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費に60万円を追加し、295万9千円とするものであります。内訳と致しまして、13節委託料に55万円追加及び17節公有財産購入費に5万円を追加するものであります。これは、昭和55年度に整備されました森越長野線に隣接する森越63番23の土地が、個人により売買され、個人により敷地の調査が実施されまして、道路の側溝の一部が民地を侵していることが判明したことによりまして、道路敷地として不足しております敷地を買収する費用及び土地買収費用であります。詳細につきましては、説明資料見出しナンバー6、建設水道課2ページをご参照ください。

続きまして、32ページをお開きください。2目道路維持費に17万8千円を追加し、1億146万6千円とするものであります。内訳と致しまして、7トンダンプ除雪車の納入時期が来年3月に確定したことによりまして、12節役務費に任意保険料及び自賠責保険料11万2千円を追加。また、27節公課費に重量税として6万6千円を追加するものであります。

続きまして、33ページをご覧ください。4項住宅費、1目住宅管理費に9,460万円を追加し、1億514万6千円とするものです。内訳と致しまして、15節工事請負費に公

営住宅長寿命化計画に則り、建設より今年度で27年経過したあけぼの団地A棟及び22年経過した湯の里団地A棟の外壁塗装及び防水工事費用として、また用途廃止に伴う湯の里旧診療所下の湯の里団地の2棟4戸の解体費用として、合わせて9,450万円を追加するものです。また、19節負担金補助及び交付金について、解体予定の旧診療所下湯の里団地に居住しております、1名の引っ越し費用に助成として10万円を追加するものであります。以上で建設水道課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会関係の予算の説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、3目学校給食センター費に54万円を追加し、8,675万5千円とするものです。内容につきましては、11節需用費に修繕費として54万円を追加補正するものですが、修繕箇所につきましては、給湯器及び蒸気ボイラーの熱による殺菌処理作業を行う為の蒸気管の修繕であります。これまで何度か修繕を行ってきた訳なんです、老朽化で管全体が傷んでいる状態で、特に今回修繕する蒸気管内の蒸気トラップにつきましては、蒸気管内に水が溜まりまして、蒸気が効率よく循環出来ない状況にあります。この為、殺菌処理作業に時間を要しておりまして、燃料費もかさんでいるということから、不具合箇所の部品交換によりまして、作業時間の短縮、燃料費の削減、機器の安定運行を図るとするものであります。

次に36ページになります。4項高等学校費、1目学校管理費に151万2千円を追加し、6,898万1千円とするものです。内容につきましては、9節の旅費に93万円を追加ですが、これは人事異動に伴う7名分の転入教員の赴任旅費、同じく異動により新任校長と初任者教職員研修が生じるということで、研修旅費の追加となります。次に11節需用費から13節委託料までにつきましては、知内高校野球部後援会から寄贈されるバスの経費ということで燃料費12万円。バスに学校名等を入れる為の装飾費用として10万円。任意保険料として7万2千円。運転手の経費ということで委託料に19万円を追加するものであります。また、需用費の生徒募集パンフレット印刷費10万円につきましては、例年作成しているパンフレットとは別に女子生徒の進路、あるいは就職先を紹介した女子生徒向けのパンフレットを作成する為の経費となっております。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。

次に、歳入、地方債の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

一般会計、4ページ目でございます。2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税に600万円を追加するものでございます。これは、全額基金に積み立てるものでございます。

5ページ、9款1項1目地方交付税に1,938万5千円を追加し、18億5,934万3千円とするものでございます。只今、説明のとおり、歳出の追加補正の一般財源として、同額を追加するものでございます。

6ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に4,280万円

を追加し、8, 809万9千円とするものでございます。社会資本整備総合交付金として、公営住宅の改修工事に対する交付金をそれぞれ追加するものでございます。

7ページ、13款2項3目民生費国庫補助金に8, 039万7千円を追加し、8, 239万8千円とするものでございます。障害者等福祉費国庫補助金では、システム改修の補助金として53万4千円。介護サービス提供基盤等整備事業交付金では、グループホーム整備の交付金で、これは同額を助成するものでございます。更に幼児教育無償化システム改修補助金として、子ども子育て支援システムの改修分として、100%の助成でございます。補助金でございます。146万3千円をそれぞれ追加するものです。

8ページ、13款2項7目商工費国庫補助金に550万円を追加し、933万6千円とするものでございます。商工費国庫補助金として、プレミアム付商品券事業費補助金です。

9ページ、13款2項8目衛生費国庫補助金に83万5千円を追加するものでございます。衛生費国庫補助金と致しまして、感染症予防事業費国庫補助金、風しん予防接種分です。を追加するものでございます。

10ページ、13款3項委託金、1目総務費委託金に36万円を追加し、729万円とするものでございます。参議院議員通常選挙分でございます。

11ページ、14款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に105万4千円を追加し、5, 078万8千円を追加するものでございます。農業費道補助金と致しまして、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金4万7千円。林業費道補助金と致しまして、未来につながる森づくり推進事業補助金88万7千円。水産業費道補助金と致しまして、北海道環境・生態系保全活動支援事業補助金12万円。それぞれ追加するものでございます。

12ページです。14款2項5目衛生費道補助金に47万円を追加し、51万8千円とするものでございます。衛生費道補助金に海岸漂着物等地域対策推進事業費の補助金を追加するものでございます。

13ページ、14款2項6目電源立地地域対策交付金に430万円を追加し、680万円とするものでございます。サマーカーニバル及びカキニラまつりの分の追加でございます。

14ページ、17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に391万6千円を追加し、6億5, 143万5千円とするものでございます。農林漁業振興基金の繰入金と致しまして、漁業振興助成金の財源と致しまして、271万6千円の追加。公共施設等整備基金繰入金では、中ノ川生活改善センタートイレの改修分の基金の繰入でございます。

15ページ、19款諸収入、5項1目雑入に180万円の追加です。2, 450万円となります。雑入で、中の川港2号線道路照明移転補償費ということで、現在北海道で中の川の改修工事を実施していただいております。その移転補償費として31万8千円。それに歳出でご説明致しました、北海道市町村振興基金の40周年の記念事業分ということで、市町村防災・減災対策事業推進交付金として148万2千円をそれぞれ追加するものでございます。

16ページ、20款1項町債、2目土木債に4, 900万円を追加し、8, 470万円とするものでございます。公営住宅建設事業として、あけぼの団地、湯の里団地の改修工事それぞれ4, 900万円を追加するものでございます。

次に、地方債の補正を説明致します。

3ページです。第2表の地方債補正、追加でございます。先ほど歳入歳出でご説明を致し

ました、公営住宅建設事業債として、限度額4,900万円を追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、通常と同様でございますので説明を省略致します。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず、2款総務費。

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

18ページの中ノ川改善センターのトイレの改修なんですけども。この前も質問したんですけどもね、公衆トイレとしての利用が本当に出来るか出来ないかというのは、まだたぶん検討されてないと思うんで、防犯的にちょっと難しいっていうこともありましたんで、後々考えていただければいいと思うんですけど。今あるトイレ、今町内にあるトイレ、公衆トイレありますよね。うちの旧小学校のところに建ってますけども、そういうトイレのところにもね、他から来た人達がトイレだってわかるように明記していた方が利用しやすいんじゃないかなっていうことはあると思うんです。その辺、検討していただければなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

前回、町外から町にせっかくおいでになる方々、トイレ事情にお答えしきれていないのではないかというご意見をいただいております、地区によりましては、やっぱりコンビニも無い地区もございます。そのような、いろんな方々のトイレ利便に答えるべきだというご意見をいただいております。旧知内小学校のトイレ、水洗化されておまして、確かに多数の方々にご利用いただける状況となっておりますので、ただ、外から来られる方に現場で、その看板あればそれでいいかということも、いろいろとまだ課題もあると思いますので、例えばなんですけれども、町でいろんなサイトの中でですね、この場所に皆さん使えるトイレがあるよというか、地図上で表示するとか、いろんな方法を検討してみたいと考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

是非とも、よそから来る方のね、トイレ。きっとね、緊急の時は本当に大変なんだろうと思いますんで、その辺、周知出来ればいいのかなと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に、ございませんか。2款総務費。

ないようですね。次、3款民生費。

3款民生費、ございませんか。

ないようでありますので。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

24ページの風しんの部分について。今回、緊急のということで、うちの町の場合でも。

◎ 議長 (伊藤政博)

24ページ。3款民生費です。

3款民生費、ございませんか。

ないようですので、じゃあ、4款衛生費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

24ページの部分について、ちょっとお伺いしたいと思います。今回、説明資料を見ますと、男性の方が中心だということになるんですけども。この部分で、うちの町では対象者が420名ということで、今回、1回目での部分で172名ということなんですけども。これは420名ということで、人数、大体これ把握してるってことなんですか。それとも、ある程度の生まれた人の対象だってことなんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

ご説明致します。あくまでも420名というのは、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の数ということで、この方々が今回の風しんを、予防接種を受けてない方々として、対象になってるということです。

◎ 議長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

それはわかるんですけども、現実的に言って、うちの町にその人数の方々が在住してるってことは、まず、私はないんでないのかなって思うんですけども。その辺についての正確な人数、ある程度把握はしてるんですかね。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

ご説明致します。これは、あくまでも住民基本台帳から抽出しておりますので、正確な数字というふうに捉えております。

◎ 議長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

ただ、この部分で、わかるんですけども、男性の方が中心ということなんですけども、女性の方もかからないってことは、ほとんどかからないって形で理解してよろしいんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。この昭和37年4月2日から54年4月1日の間に生まれた方々は、女性は全員予防接種を受けていたということで。男性だけが受けていなかったということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

その理由は、あくまでも個人の家庭の事情という形で理解してよろしいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。女性が風しんにかかるとですね、出産した時に難聴というか耳の聞こえない子どもが生まれる確率が高いということで、女性は以前から風しんの予防接種をしていたということです。で、男性については、出産ということがないので受けてなかったんですが、ただ、男性が風しんにかかると女性にもうつるということになりまして、この昭和54年以降は、全員風しんの予防接種をしてるということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

4款衛生費、他にございませんか。

ないようですので、6款農林水産業費。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

ちょっと質問する前に、議長にちょっと一つお願いがあるんです。一般質問以外は何回質問してもいいんですが、普通は大体3回というのが決められた回数なんですね。質問する側も、もう少し要綱を見て、一つの質問に7回も質問するというのは、そろそろ改めていただきたい。その辺、一つ注意をしていただきたいと思います。

ところで、水産振興費の中で今回、漁船クレーン資格取得事業助成金出てきて、中身見ますとですね、講師、それから船を借りるのに50%。更には、受講料25%の補助金なんですよ。ところが、ものづくり、あんた方が窓口でしょ。ものづくりで資格取得するのに、何%出してます。まず、それ一つ。

◎ 議長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。ものづくり支援事業における資格取得ですとか、研修の受講ですとか、そういったものには5割の助成でやっております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

それであればですね、このクレーンの資格取得、せめて5割くらいまで同等にやっぱり出

すべきかと思うんですが。如何なもんですか。本当は町長に聞きたい。町長、答えづらいと思うけども。課長、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほどの予算の説明の時にも言いましたとおり、農業等の他の産業等の整合性も図るため、最近でいくと農業のヘリ防除の資格取得につきましても、25%に支援しております。3年間。今年も2年目ですけども、ヘリ防除の資格取得に25%をしておりますので、それに合わせた形で漁業の方につきましても、個人の資格になる受講料につきましては25%。ただし、講師旅費だとか備船料、共通経費の部分につきましては、議員おっしゃったとおり、50%の補助という形にしております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

会社で経費賄う時は50%払いますよ。個人でやるときは25%ですよ。こういう制度の考え方そのものをまず改めていただきたい。資格取得するんだったら、全部25なら25で改めてしまった方がいいですよ。50なら50にする。片方50出して、片方が25という、こういう考え方というのは、今後改めるべきだと思います。ということで、ちょっと問題変えます。商工費までまだいかないですね。後にします。

◎ 議 長（伊藤政博）

6款農林水産業費、ございませんか。

6番、吉田君。

◎ 6 番（吉田峰一）

29ページなんですけれども、先ほど4番議員さんも同じ課で話しされたんですけども、ホタテの養殖緊急支援事業でございますけども、原因が、死への原因が不明だということなんです。この事業反対する訳ではないんですよ。大いに賛成するんですけども、原因不明。つい2、3日前の道新で各渡島の組合長さんが集まって、その問題を話をしたんですけども、あくまでも原因不明だということなんですけど。見ると、3年から2年貝、1年、最終的に1年貝もそういう状況になってきてると。このままだと結局、漁業者の方の生活が成り立たないということわかります。ただ、じゃあここで今、その貝の購入、運賃諸々を助成したって、また同じようなことなんですけども、町の考えとしてその辺の原因不明の点のね、どの程度まで考えて、どの程度までやっていくんだと、僕はその辺をはっきりと言う訳ではないですけど、概ね向けていかないと単なる金だけ積みめば、ホタテが死ななくなる。助かるんだというなら、金をどんどん積みなさいと、こう言いたいぐらいですけども。その辺の考え方をお聞かせください。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。6番議員さんがおっしゃったとおり、うちの町だけではなく道内でのホタテの大量死問題ということは、重大な問題で、現在北海道におきましても北海道が音頭を



取りまして、噴火湾の中でこういう濃密な調査を今、かけております。すぐうちの方も津軽海峡でもやって欲しいということを申し入れましたが、道の部分では噴火湾でやった調査を元に、こちらの方でもまた活用出来るようなものを、探るということをお願いしたので、まずは噴火湾を中心に今、道の方でやっております。今現在は、いろんな調査機関、水試だとか研究所でもやっておりますけども、今現在では明確な原因というのはわかっておりません。まず今回の事業につきましては、漁協を通じて漁師の方から要望がありました。3年間ということでやっております。この事業、今言われたとおり、毎年死んじゃうのになんと支援するのかということでもありますけれども、やっぱり漁師さんも先ほど言ったとおり、1年貝で出したり、その部分である程度収入、取れた時みたいな収入にはなりませんけども、収入もあります。その辺も補いつつですね、このホタテの部分と、あと町長が就任した時に言ったとおり、新魚種ということで今、探りというか調査をいろいろかけております。部会の方でもホタテに似たアカザラガイの調査を今おこなったり、あと部会と青年部それぞれ別々にですね、なまこ、今、檜山の方で結構有名になってきておりますけども、なまこの今、養殖等ですね、試験でやったりですね、いろいろとその辺も平行して3年間の中でですね、一緒にやりながら何とか漁師さんの所得のですね、確保に努めるという考え方から、今回、3年間ホタテはホタテの支援を今、行ってまして、何とか漁業者の所得の確保に努めたいとの考えから、この事業に支援することにしております。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、吉田君。

◎ 6番（吉田峰一）

確かに原因わからないでお金を投資する訳で、助成する訳でございますけども。ただ今の状況聞きますと、要するにホタテ貝の助成をして1年貝で出荷して、生計を成り立てるんだということなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

1年貝をメインでなくて、今現在水揚げ的にいきますと、ここ何年間3年間ぐらいですね。2年貝が一番多い比率でなっておりますので、先ほど説明の時にも言ったとおり、3年まで育てば一番いいんですけども、その前に2年で出荷したり、2年もなくなる場合は、その漁師さんによっては1年で出している場合もあるんですけども、多くは2年貝で出しているということで、そこで収入を得て何とか生計になつてるということをお聞きしておりますので、何とかこの3年間でですね、もう一度種苗の支援を行ってですね、先ほど言ったとおり、他の調査、調査にかけてですね、漁師さんの所得の向上に努めたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、吉田君。

◎ 6番（吉田峰一）

出来るだけ、早期というのは大変なことなんですけども、原因追及に町ぐるみでお願いしたいと、こう思っておりますので。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

6款農林水産業費。

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

ホタテ、今のホタテね、6番さん言ってるのと同じことなんですけれども、500万個ですね。例年、500万個から600万個を買っているということで、1年貝で死んでしまう、今、言われたように2年で出している量が多いということなんですけれども。この死んでしまうものに、なんて言うかな、補助するのめどうなのかなという部分はあるんです。そうでなくて、今、量のあるものにちょっと量を多くしてもらって、そっちで漁師の、漁師さんの所得をあげてもらった方が確実になんか所得向上に繋がっていくんじゃないかなって思うんです。ホタテじゃなくて、違う物を量産して助成した方が得策なのかなというふうに思うんですけれども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

いろいろ考え方はあるんだろうと思いますけれども、基本的にホタテの稚貝を購入して1年、2年、3年貝で本来は出荷するというパターンになるんですけれども。ただ、もう10年以上もへい死が段階的にこう増えている中で、漁業者も2年貝で出荷したり、それでしばらく韓国輸出もあったもんですから、それで単価的にも上乘せされまして、何とか生活の基準を保ってきたという状況にあります。それが段々今、1年貝でもへい死が見られるという状況の中で、それぞれ段階毎に皆さん、その生産の過程で工夫をしながら、改善しながら、へい死を何とか防ごうということで、それぞれ作業を変えながら、手順を変えながら、また時期的なものも考えながら、今、やっている状況であります。そうした中で、今、稚貝が無ければそういう工夫も出来ない訳ですよ。要するにやる気が根本から損なわれてしまう、それだけは防ぎたいと。ある程度、今、状況的にはわかりませんが、そうした稚貝を購入して、また違う工夫を入れた中で、そのへい死の原因を探りながら、出来れば本当に70、80%の回復を見込みたいんですけれども、そういう努力をしていかなければそこにもいかないということで、全くゼロにしてしまえば原因がわかるまで、じゃあやんない方がいいのかという、そういうレベルでもありませんので、何とか生活を維持する為に、銘々が工夫しながら、そのへい死の原因を探りながら、産業工程を皆さんでいろいろ工夫しながらやっていくということで、今回、助成に踏み切ったということです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に、6款。

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

関連なんですけど、今回のこういった支援の措置は大事なことだろうと思っております。ただ、この新聞等で見るとですね、そのトーンが対応に追われているような、形ばかり伝わって来まして、その専門家による、その言わば知見を持って調査するといったことが、今、お話を伺ってわかったんですが、これだけの新聞報道されてますと、やはり一般の町民はどうなってるんだろうって、不安に思う人も随分出てきてるんじゃないかと思って、今、聞いてるんですが。専門的な知見を持った、言わば機関に調査依頼中であるというふうに捉えてよろしいんですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

先ほども言いましたとおり、指導所だとか試験場等で、もう何年も前からそれはこの浜に入ってますね、やっていただいておりますけども、先ほど言ったとおり、出た時にもまだ原因が究明出来ないってことで、ここでも随時っていうか、毎日もうやっていただいている現状であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

6款、農林水産業費ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

29ページの方で、5の5ですね。クレーンの資格、先ほど4番さん言ってくれたものなんですけども。先ほどの説明で、受講料144万円事業費でかかるんですけども、72名分って言うておられたと思うんですけども。これは、知内町民、全部知内町民なんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほども説明資料で言ったとおり、知内地区の組合員を対象に支援するというので。ただ、講習自体は木古内、北斗市の漁師さんもいらっしゃるみたいですけども、支援につきましては、勿論、町民だけの支援ということとなっております。あと、講師の部分につきましては、按分してほとんど知内の漁師さんなんですけども、按分してそれも明確に分けているということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

他にございませんか。

ないようですので、7款商工費。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと案件とちょっと変わります。食のスポット、特にバーベキュー今、休業してると聞いてますが、いつからですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。バーベキュー小屋の休業につきましては、今年の2月16日からでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと議長にお願いがあります。

4回以上の質問になるかもしれません。お許しをいただきたいと思っております。

この中でですね、バーベキュー関係について、2月から人件費補助はしていないのかどう

か。そして、この休業する時に、町に届け出してるのかどうか。この辺はどうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。ものづくりの中ですね、雇用促進に関する支援というのは行ってきておりますけども、今申し上げた2月16日以降に関わる分については、支援を行っておりません。過去には行っております。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。書面での届け出等は受け取っていませんけれども、事業者と必要の都度協議する場を設けておりまして、その中で口頭で報告を受けております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

この事業全体、ここの会社と管理契約結んでる訳ですね。指定管理者契約。その中には、休業されたら届け出なきゃならないことには、なっていませんか。確かなってると思うんですが。そこで、一つ一番気になるのは、ものづくりで5,000万そこに投資してるんですよ。その整合性をどのように説明するのか。まず、それちょっとお尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。まずですね、指定管理者制度を活用している施設につきましては、かき小屋しりうち番屋と牡蠣飯弁当工場でありますので、バーベキューはあくまで民間の施設と。指定管理者制度の中では、休業の場合には届け出を行うこととなっております。それと、ものづくりとバーベキュー小屋の整合性につきましてですけども、私どもとしても補助金を入れておりますから、そこはしっかりと営業、営んでいただきたいと思っております。いつになれば開業出来るのか、またしっかりと活性化をどうやって図っていくのか。その辺について、何度も協議を行っております。まず、開業につきましては来週の土曜日から、6月22日から営業を再開するというので、報告を受けています。ごめんなさい。29日土曜日からですね。6月29日の土曜日から営業を再開すると。それから、店舗自体の活性化と言いますか、しっかりと営業を営んでいただくために、今後もですね、引き続き事業者とは協議の場を設けて、議論を進めていきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

休むことは会社の都合で休むんだろうと思うけども。やはりそこで町の補助金が入っている、企業全体にもうあそこ、町に相当、極端な話3億以上の金を投資してる訳ですよ。そういうことを含めたら、みんなそこ注目してる。こういうことも含めてですね、私は逆に5ヶ月以上休んだ責任を明確にして欲しい。それはあんた方じゃなくて、その会社にとって、責

任を出していただきたい。そこで、更にですね、今、かき番屋にたまたま今回の議案見たら、入札の結果が出てた。かき番屋に今、冷房のクーラー付けるんでしょ。必要か。自分でやれよと言いたくなる。こういうことしていながら、これらの整合性どうやって取るんだ。今、これから教育部分で、教育長にお願いしなきゃなんないのもあるけども。こんなとこにクーラー付けるくらいなら、こっちに付けてと言いたいぐらいですよ。何でもかんでも町におんぶにだつこと、そういうの止めていただきたい。それ十分に言っていたいただきたいと思います。なんか答弁あったら言ってください。

◎ 議 長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明します。私の方から責任という意味でですね、ものづくりの制度の中でどういうふうに考えているかということについてご説明したいと思います。ものづくりで、例えば店舗の進出だとか行方う場合には、3年後にどのぐらいの売り上げ目標を立てるのか。立ててそれに向かって事業を進めていくのか。という計画の作り込みをしております。その目標を達成するのがですね、ある意味事業者の責任だと思いますので、その達成に向けて今後とも指導をしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。私の方からは、かき小屋の予算には今回ありませんけども、クーラーの話等をお話させていただきたいと思います。まず、これも前にご説明したことあると思うんですけども。あくまでも施設につきましては町の施設ということで、こもれび温泉と同じ考え方であります。クーラーにつきましても今現在、夏場、火を使う施設ということで、住民の方からもいろいろ苦情等いただいております、何とかクーラーを付けてですね、快適に特産品であるかき等を食べていただきたいという思いから、予算化して議決をいただいているところでありますので。小さい備品だとかそういうものにつきましては契約上、事業者が用意するものも多々ありますけども、基本的な部分につきましては、こもれび温泉と同じく町の方で整備、または修理等につきましては協議しながら進めていきたいと思っておりますし、あと金額も出ておりましたけども、事業者につきましては、ものづくりの部分と人件費の部分の補助だけだというふうに、私ども考えておりますのでご理解をお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

いろんな理由は聞きました。説明も聞いたんですが、町の施設だから何でもかんでも言われたとおりにやればいいというもんでもないですよ。あなた方の立場から言ったら、町全体を考えなきゃならない。それであれば、この「食」のスポットに対するものの考え方については、非常に疑義を感じている一人です。あえて、答弁要りません。以上。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

今、バーベキュー小屋の休業については、四ヶ月半という長い期間だということを、私どもつい最近知りました。それで、当初計画の売り上げと実績とは当然乖離が出てくるということだと思っております。従いまして、これらについてはですね、所管調査も予定されているということだ聞いておりますので、それまでに少し整理をさせていただきますので、報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に、7款商工費ございませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

300万のサマーカーニバルの件なんですけれども、先ほど芸能人の方が3人来られるということだったんですけども、どのくらいのお金で来られるんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。予算上は実行委員会予算になりますので、そちらの方に私どもも出席させていただきますけれども、その予算によりますと150万円を想定しています。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

その150万円、実行委員会で持ってるということなんですよね。芸能人の方は150万円で来られるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

その通りでございます。昨年まではその他に舞台装置と言いますか、照明、音響等含めまして400万とか450万だったと。音楽事務所の方にお支払いしておりましたけども、今回につきましては、音響等は地元か函館近郊の業者さんに安価にですね、今、頼むということの実行委員会の方で決めておまして、あとその他の出演料という形、旅費を込みの金額が予算上で150万。先ほど言ったとおりまだ交渉中ですので、150万勿論以内だとは思いますが、満額なのかどうかにつきましては、まだ決まっておりませんが、予算上では150万見ております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

150万と決められて、私、実を言うと実行委員会に入っていて、ちょっと予算上が150万ということで、150万で芸能人の方、そして来る方、付き人だとかも来ると思うんですけども、その辺の宿泊費だとか飲食費、その辺、旅費も含めまして、全部含めて150万で来てもらわないと成り立たないんですよ。この実行委員会の中が。150万以下で納めてもらえれば、何とかかなると思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと関連して、サマーカーニバルについて。先ほど課長の説明で、ここに説明資料ありますけども、今年の場合は駐車場特設会場として実施したいということなんですけども、今までの例を見ますと河川敷でやっている部分についての、町内外からのお客さんについて、この広さでは大丈夫なのかなと。その辺どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。ずっと河川敷でやられてて、初めての試みということで実行委員会の方で決定した場所がこの駐車場ということでもありますけども。近年、ここ2年ですか。3年前の御大いらした時には、1万5千とか2万ぐらい来たというふうに言われておりますけども。ここ2年間は2千人弱の入込数であります。ですので、この器の中では収まるんではないかというふうに行方委員会の方では判断しているようであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

実行委員会でそうやって言うんなら間違いない。ただ、私が心配するのは、ステージといろんな形の出店が出てしまった場合にも、今の部分での2千人とか3千人の方の来場者の収容は、この広さで本当に大丈夫なのかって心配あるんですよ。どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。繰り返しになりますけども、初めての試み。何故会場を変えたかということも勿論実行委員会の中で話し合われました。先ほど言ったとおり、2万人来てた時と今現在2千人ぐらい来てる時のステージの大きさもほぼ変わらない。あと出店だとか会場のレイアウトもほぼ変わらずやっております。で、実行委員につきましても、高齢化なりあと少人数も少なくなってきたりまして、かなり負担になっております。町職員も全員、出勤で出勤してですね、お手伝いしている状況でありますけども、先ほど言ったとおり、2万人の時も同じ会場。2千人も同じ会場という議論です。私達の考えではなくて、そういう議論も実行委員会の中でもありましたんで、それはまたやってみないとまたわからないんじゃないかというご意見もありましたんで、今年については実行委員会で決めたとおり、ここでやるのかなというふうに思いますので。やってみてオーバーするようであれば、また来年戻すだとかいう考えもあるんじゃないかというご意見も実行委員会の中でありましたんで、町としましては実行委員会の意見を尊重して進めてお手伝いを支援していきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

言わないつもりだったんですけども、サマーカーニバル、課長に話してもわかるんだかい。

サマーカーニバルのこと、あんたわかるんだかい。まず、サマーカーニバル、私自身納涼まつりから第24回まで実行委員ずっとやってきました。旧知中前庭グラウンドから、ずっとやってきて、今、これ見て町民センター。サマーカーニバル in 知内の今までの歴史、何考えてるんだろうなど、まず考えました。御大来た時、2万人、3万人。来なかったら2千人。御大のせいでないですよ。もう少し工夫考えればいいでしょうが。そして、駐車場とことと同じスペースだという、ものの考え方全然違いますよ。そういう考えだったらサマーカーニバル止めればいい。これ。もう少し、頭で考えていろいろ工夫した方がいいですよ。経験者として非常に残念だ。答弁要らない。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に、7款商工費ございませんか。

ないようでありますので、8款土木費。

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

1点だけお尋ねしておきますが。湯の里団地墓の下の平屋の団地、今年、解体されますよね。町民の中には、その跡地を何にするだろうかとか、それから適当な自分の意見を言ったりしてましたので、近く議会がありますので、伺ってみますと言うふうに答えておきましたので、その公営住宅を解体した後の跡地利用というのは決まっているのでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

ご説明致します。今現在、長寿命化に則りまして、公営住宅の長寿命化に則りまして、公営住宅については修繕しておるところにあります。その中におきまして、順次、湯の里団地については、今、解体しているところですが、今回で診療所の下住宅については、全て撤去になるものと考えております。その中で、跡地利用という話になっておりますが、今現在公営住宅、今後ここに建てるということは今のところありませんので、今、今後につきましてはですね、利用につきましては、今のところありませんが、利用については庁舎内で今後検討していくことになると思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に、8款土木費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

課長にちょっとお伺いしたいと思います。あけぼの団地と湯の里団地の部分について、あけぼの団地のA棟ということで、今回、改修工事があるんですけども。前に課長、私ちょっと個人的にやませのぶっつけが入るということで、A棟の部分で。あけぼの団地のこの辺の部分も、ある程度改修というものは出来る考えでよろしいんですかね。それから、湯の里団地のA棟の部分もそうなんですけども、前も所管でやった時に湯の里団地の結露の問題が大きく取り上げたと思うんですけども、その辺についての部分も、ある程度こういう形では解決するような形ってことで理解してよろしいんですか。どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。



◎ 建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。まず、あけぼの団地の方ですが、あけぼの団地のやませの時にぶつけて1階の出入り口から廊下に入るという形の中で、その辺については私も含めて係の者と一緒に現地を確認しております。それについては、一応、応急措置は今しておりますけども、その後そのような状態は我々の方には入ってきておりませんので、しかしながら、今回、同じように場所で工事させていただきますので、住民の方々もしくはその辺につきましてはですね、もし対策不十分であれば合わせて対策を講じたいと思っております。合わせて湯の里団地の方ですけども、結露につきましてはやっぱり生活の仕方がいろいろあります。入居者の方に言わせればいろいろとあるのかと思っておりますけども、入居している方、やっぱり中で水等結構使ったり、観葉植物等がありますとやっぱり時期によって結露というものは多く発生するものだと考えておりますが。その辺は入居者の方にもいろいろとご説明しながら対応している訳ですが、今回も同じく一緒に工事入りますのでね、その辺も再度確認させて、利用方法も含めて入居者と相談して対応していきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に、8款土木費ございませんか。

ないようですので、9款消防費。

6番、吉田君。

◎ 6 番（吉田峰一）

11の需用費なんですけれども、今回、避難所周辺の整備費ということで、課長の説明だと宝くじの助成金40周年記念で、この補助金があるんだと、そう理解したんですけども。その中に整備の方の状況を見ると、何か暗いから何かその明るくするんだという、小谷石地区の要望があったということなんですけれども。これはどういうふうに明るくするんですか。発電機を付けるんですか。それともソーラーでやるんですか。それともどんな方法でやるのかということと。じゃあ、どこの地区も同じだと思います。じゃあ、あとの13町内会はどうするんだということなんですけれども、その辺はどうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

34ページ、只今、小谷石町内会、今、想定しておりますのは、照明を何とか新たにいただける交付金の中で整備をしたいということでございますけれども。昨年、ご承知のように9月6日の胆振東部地震の時にブラックアウトということで、停電してございました。全町、電気がつかないということで、これは小谷石に限らず全ての地区で電気がつかないという状態でもございました。ただ、その中にありまして、小谷石の方々相当数の方々が矢越山荘に避難されたと伺っております。こちらの小谷石地区以外の方は、停電があったとはいえ、例えばいろんな町内会館に発電機も整備して、投光器も整備してございますので、そちらの方は例えばそれぞれの地区の方にも対応していただきながら、特に前浜だとかもすぐ発電機出して自分なりに照明確保していただきたとか、いろんな話を伺っておりますけれども。小谷石の場合、矢越山荘にたどり着くまでに道路が真っ暗でそこまで相当難儀をしたということがございまして、まずそちらの方を重点的に照明を確保すべきだなということを考えてございます。ただ、停電をもし想定しますと、ソーラー型のきちっとした照明器具というの

はいろいろ探してみたんですけれども、きちっと電柱を立てて長時間照明が確保出来る機器となりますと、1機で最低70万円だとか、それに更に柱で10万円かかってしまうということもございましたので。昨年のようなブラックアウト、もう発生しないということではないにせよ、北電さんがもう相当のいろんな対策を講じていただいているようで、再びあのような長時間ブラックアウトになるということは、ちょっと想定しづらいかなということもございますので。今回、想定しておりますのは、通常の電源で照明を確保しようということと考えてございます。他の地域の方も当然、照明必要な場合も発生するということもございませぬけれども、先ほど申し上げました各町内会に発電機と投光器、既にそれは何年も前から配備してございますので、そちらの方も上手く活用していただきながら、更に実は予定事業の調べの中で、この6月に昨年の停電を受けて照明は何とか確保出来たにせよ、例えば防災情報を取得するのにテレビを付けなければいけない。でも停電してるといった場合に、今、配備されている発電機では機器が壊れてしまうということがあって、インバーター付の発電機を整備すべきだということで、実は6月に必要な予算を追加するということも予定してございました。ただ、今回、ハザードマップということで、道の洪水のいろんなシミュレーションする中でいろんな地区の今、想定してございます。町内会館イコール避難所なんですけれども、そちらの方に一部水をつく場所が相当出てくるということで、単純にそちらの方に発電機を置いて対応出来るのかどうかというのを、もう一度検討し直す必要があるということで、6月の補正は一旦停止をして、ハザードマップの検討の中でどこに避難すべきだとかというのをもう一度検討した上で、じゃあどこにそのような発電機を置いておいて、いざという時に対応すべきだということも含めて、もう一度検討しようというところでございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、吉田君。

◎ 6 番 (吉田峰一)

課長の言うことはわかります。ただ、じゃあその各地区、各町内会だけが停電する訳ではない。全町内会、全部いく訳です。それでまず単純に言いますと、1町内会であっても避難場所、避難施設等については2、3カ所抱えています。全部全部その町内会がその場所に行って避難するという訳にいかないですけども。せめて徐々にこれを大きな計画を持ってね、例えば今、70万かかろうが、例えば100万かかろうが、つい2、3日前にあった地震のような状況もいつ予測、想像付かないようなことがありますんでね。全部に一気に町内会にやるって訳でなくても、徐々に設備というんですか。そんな方法を考えていただければなど、こう思っております。答弁は要りません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に、9款消防費ございませんか。

5番、木村君。

◎ 5 番 (木村 一)

今、課長の説明でハザードマップ新たに作成すると。委託。今、社協で各町内会防災訓練やってる。それで避難所も決まってる訳さ。再度またそれやるってことは、また混乱生じないか。その辺どうだ。答弁。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今、ご質問いただきましたとおり、各町内会で地域防災会議を組織していただいて、それぞれ防災訓練を実施してございます。現段階では、一部津波の場合には町内会館に浸水を想定されてございますので、その場合には別な避難所ということなんですけれども。通常の災害の場合の避難所というのは、ほとんどが町内会館を想定されてございます。皆さん、防災訓練の際には、町内会館の方に集まるという訓練をされているのは事実でございます。ただ、今、お伝えしたように北海道の洪水シミュレーション、最大限の雨、千年に一度の雨ということ想定した場合に、大変残念ながら中の川地区、森越地区も渡島知内地区も浸水区域に入ってしまうということで、雨の場合現実にそのような雨、去年本州でいろいろな雨が降ってございます。千年に一度ということで、将来の話ということではなくてですね、近い将来そのような雨、降る可能性があるということも踏まえると、避難所の在り方というものをもう一度検討し直す必要があると考えておまして、今、ご説明したとおり洪水ハザードマップの作成する中で、いろいろ町内会の方々とも協議して、いざという場合にはどこに避難していただくのがいいのか、そこに建物が無い場合にあって、一部雨の中も想定されるとそれでいいのかといういろんな議論もあると思います。ただ、それらも含めて、最終目的は人命を最大限守るということですので、そのようなことの対応する為に、どのような方法がいいのか引き続き検討を進めて参りますので、その中で今の必要な備品の配置の在り方も合わせて検討していきたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、木村君。

◎ 5 番（木村 一）

今まで金かけて何をシミュレーションしたんだ。全く。同じこと繰り返して。千年に一度の雨というけども。人命を守るのは第一、これはわかる。逃げるとこないでないか。障害者を抱いて山の上まで逃げれなかったって、今、訓練やってて、自分の人命が大事なんだもの、我々も町内会でいろいろ議論してるんだけども。どうすんだ、そういう時は。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

森越地区に限定してご説明させていただきますと、先日も町内会の役員の方々に、いざという時の防災体制どこに逃げればいいのかという議論の中で、逃げる場所がないのではないかとのご意見をいただいております。それで、今の旧中の川小学校、文化交流センター一高さが取れておりますので、もしそうなった場合に町内会に鍵を預けて欲しいというような現実的なお声もいただいております。それは町内会の方にお渡し出来るように、こちらで準備を進めているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、木村君。

◎ 5 番（木村 一）

前浜地区いつも、中の川、森越だけ限定しなくても、前浜だとかその辺いつもあの距離をどうするんだと議論もあった。俺の質問だから俺に答弁しても、俺に限定して喋ってるのか知らないけども。町内全域なんだよ。そういうところはどするんだという話さ。いい。答弁

いい。後で考えれ。

◎ 議 長（伊藤政博）

9款消防費、他にございませんか。

ないようですので、10款教育費。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

教育長にちょっとお願いがあります。三週間ほど前、交流センターでたまたま生徒さん達と食堂でいろいろ話をする機会がありました。食堂から出たら、トレーニング室のフロアのところで父兄の方と一緒にになった。そこでですね、こういう立派な施設ありながら一つだけ欠けてる。何故だって。これから暑くなるんですよ。子ども達が疲れてきて、この暑さの中で何故クーラー付けてくれないんだろうかと言われました。さっきちょっと商工費で嫌みを言ったけども、ああいうところでなくて、まず交流センターとかそういうところに付けるのが先ですよ。委員会の方で予算の取り方、本当に下手くそだから。今回、町長と副町長にもその辺ちょっとその前に頼んだ。何とかしてしてくれって。たぶん、教育長の方からお願いに行くと思うからと言うことで、言ってありますので。一つ早急に付けるように提案を一つお願いを致したい。何かありましたら答弁してください。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

ご心配いただきましてありがとうございます。私も週1で必ず青少年交流センターの方には出向いて、子ども達の部屋を回り、議員のようにですね、保護者の方がみえている時は保護者とお話をしたりもします。室温が極端に高いだとか、そういう訴えを私まだ直接聞いておりませんので、現地を確認してですね、状況を確認の上ですね、検討はしたいなというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

教育長居れば、なかなか教育長にお願いしづらいんですよ。やっぱりあそこに長年居る管理人の人達も、やはり交流試合だとかいろいろなとこであそこを利用する時に、一番の難はやっぱりクーラーが無いってことですよ。これは以前から感じていたんだけど、たまたま、あんたが来たから一つお願いをしたいということで頼まれた部分もございますので、その辺もですね早急に何とか、その辺のご配慮一つお願いを致したいと思います。それともう一つ。2020年から、小学校プログラミング教育というのが必修化しますよね。マスコミでいけば都市部は71%や7割以上がもうそれらを実施しているけれども、町村では3割以下だという話。ちょっとマスコミで目にしたことあるんですが、知内の実態はどうなってますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

プログラミング教育につきましては、本町の3つの小学校で既に試行を始めております。

ですので、そここのところは御安心ください。

◎ 議 長（伊藤政博）

10款教育費、他にございませんか。

ないようであります。歳出全般に質疑ありませんか。

ないようでありますので、歳出の質疑を終わります。

歳入一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

歳入の質疑がないようですので、次に地方債の補正について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

（ 休憩 午後3時15分 ）

（ 再開 午後3時30分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第7号 平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号、『平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第7号、平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則です。平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

2条、業務量の予定量です。平成31年度知内町水道事業会計第2条に定めた業務量の予定量を次のとおり補正する。区分です。主要な建設改良事業、配水設備改良費を補正予定額650万円、計650万円。

第3条、資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入であります。1款資本的収入、3項補償金、補正予定額650万円、計1,208万1千円です。

支出になります。1款資本的支出、4項建設改良費、補正予定額650万円、計5,027万4千円です。

2ページをお開きください。収入であります。1款資本的収入、3項補償金、1目移設補償金、1節移設補償金に650万円を追加し、1,208万1千円とするものであります。これは国道228号線湯の里配水管布設工事で、鉄道建設運輸機構の受託事業であります。JR側が一般車の立ち入りを制限する目的で、出石地区にあります施設周辺にフェンスを設置することに伴いまして、漏水事故等の緊急時にJR側への敷地への立ち入りが困難になることから、配水管を布設替えるものであります。詳細につきましては、説明見出しナンバー6、建設水道課3ページをご参照ください。

続きまして3ページ、支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、4目配水設備改良費、1節工事請負費に650万円を追加し、5,027万4千円とするものであります。これは先ほどご説明致しました国道228号線湯の里配水管布設工事の費用であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第8号、『北海道市町村総合事務組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第8号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更するものでございます。

次のページです。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更するものでございます。内容につきましては、総務企画課説明資料に新旧対照表を添付してございます。北空知葬斎組合、これは構成町深川市他3町でございます。において、火葬業務を行って参りましたが、4月1日以降は沼田町も加わり北空知衛生センターに統合されてございます。更に日高地区交通災害共済組合では、交通災害補償に関する事務を日高町村会7町で共同して事務を行っておりましたけれども、本年3月31日を以って解散。更に陸別町、足寄町及び本別町が共同で設置されていた池北三町行政事務組合は、今年の4月からは十勝県複合事務組合に統合となり本年3月31日を以って解散となっておりますので、それぞれ規約から削除するものでございます。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第9号、『北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のように変更するものでございます。

次のページです。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）でございまして、の一部を次のように変更するものでございます。内容につきましては、先ほ

どの議案第8号と同様のため、説明を省略させていただきます。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第10号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のように変更するものでございます。

次のページです。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更するものでございます。内容につきましては、先ほどの議案と同様でございます。説明は省略致します。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第18、同意第1号、『固定資産評価審査委員会委員の選任について』同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

### ◎ 町長(西山和夫)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

任期満了に伴い固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記、1、住所、上磯郡知内町字森越23番地、木村辰雄氏、住所、上磯郡知内町字重内33番地142番、寺尾正弘氏、住所、上磯郡知内町字元町102番地19番、中山毅氏、以上の3名の方に同意を求めます。お願い致します。

### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

人事案件ですので、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を採決します。

この採決は、一人ずつ諮るものとし、起立により行います。

まず最初に木村辰雄氏の選任について、お諮りします。

本件はこれに同意することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に寺尾正弘氏の選任について、お諮りします。

本件はこれに同意することに、賛成の方は起立願います。

( 起立多数 )

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に中山毅氏の選任について、お諮りします。

本件はこれに同意することに、賛成の方は起立願います。

( 起立多数 )

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

● 報告第1号 平成30年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第19、報告第1号、『平成30年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

報告第1号、平成30年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告を致します。

次のページです。平成30年度知内町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

2款総務費、1項総務管理費、事業名と致しまして、買い物利便性向上対策事業交付金です。コープさっぽろに対する助成を本年度に繰越して、現在工事が進められておりますけれども、7月の竣工後この補助金を交付する予定となっております。金額は7,000万円で、これは平成31年度会計に繰越してございます。報告は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長 (伊藤政博)

この件は報告の案件であります。質疑があれば特に許したいと思っておりますが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、報告第1号はこれで終わります。

---

●意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第20、意見書案第1号、『日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求め

る意見書の提出について』議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

### ◎ 1 番（五十嵐捷爾）

令和元年第2回定例会知内町議会、意見書案第1号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、五十嵐。賛成議員、吉田議員、花井議員、成澤議員、笠松議員、木村議員、山田議員、谷口議員。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70か国、批准国は21か国にひろがっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上であります。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なしの声あり」）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ●意見書案第2号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第21、意見書案第2号、『2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

### ◎ 6 番 (吉田峰一)

意見書案第2号、「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、吉田。賛成議員、花井、五十嵐、成澤、笠松、木村、山田、谷口各議員です。

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっています。特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7%に達しています。また、道内の全労働者233万人(内パート労働者67.5万人)の内、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成31年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、「2020年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポ

ン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額980円)を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長。以上です。

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なしの声あり」)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ●意見書案第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第22、意見書案第3号、『2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

### ◎ 6 番 (吉田峰一)

意見書案第3号、「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、吉田。賛成議員、花井、五十嵐、成澤、笠松、松井、木村、山田、谷口、以上の議員です。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな

政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円(前年比+1.0%)となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に行うこと。

3. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。

4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

5. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。

6. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止にむけ検討すること。

7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9. 2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)。以上です。

#### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ●意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について

#### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第23、意見書案第4号、『「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、山田顕人君。

#### ◎ 8番(山田顕人)

意見書案第4号、「「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、山田。賛成議員、吉田、花井、五十嵐、成澤、笠松、松井、木村、谷口各議員。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」(2026年度までの改善予定数18,910人)として、2019年度分2,615人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数1,210人(うち小学校英語専科教

員1,000人)、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数246人、計1,456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

17年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、17年12月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記、1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。

2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5. 高校授業料無償制度への所得制限を撤廃するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先は、以下のとおりでございます。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第24、意見書案第5号、『新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

お手元の案文の朗読をもって提案に代えます。

意見書案第5号、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、成澤。賛成議員、吉田、花井、五十嵐、笠松、松井、木村、山田、谷口各議員です。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。以上です。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ●意見書案第6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、意見書案第6号、『「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

#### ◎ 5番（木村 一）

意見書案第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、木村。賛成議員、吉田、花井、五十嵐、成澤、笠松、松井、山田、谷口各議員であります。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書。

さまざま課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は2011年度小1で、2012年度は加配措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小3以降の35人学級前回は7年連続で見送られました。

国に先駆けて実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、子どもたちの学習に対する理解や意欲も高まり、また、教職員が増えることで子どもと向き合う時間が増え学校が落ち着いてきたなど、少人数学級が子どもたちの教育に大きな効果があることが明らかになっています。

35人以下学級の前進は圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応じて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善をおこなうことがきわめて重要です。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
2. 国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ●意見書案第7号 国の責任による「給食費の無償化」を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第26、意見書案第7号、『国の責任による「給食費の無償化」を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、松井盛泰君。

#### ◎ 4番（松井盛泰）

意見書案第7号です。「国の責任による「給食費の無償化」を求める意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員並びに、賛成議員は記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国の責任による「給食費の無償化」を求める意見書。

貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切り下げや消費税の増税などが追い打ちをかけて

います。2014年の消費税増税時には、給食の質低下をまねかないよう給食費の値上げを実施した自治体もありました。今年10月に予定されている消費税増税がおこなわれれば、さらに、給食費の保護者負担が増えるおそれがあり、教育費の負担軽減をすすめるようとする自治体を苦しめることにつながります。

全日本教職員組合（全教）のおこなった各自治体の給食費に関わる補助制度に関するアンケート調査や文科省の調査結果から、全額または半額以上の補助をする自治体が年を追うごとに増えていることが明らかになりました。しかし、財政力による自治体間格差が大きくなっている点も鮮明になっています。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきています。

地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことをふまえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。国の責任で、給食費の無償化をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上でございます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ●意見書案第8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第27、意見書案第8号、『「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

## ◎ 7 番 (花井泰子)

意見書案第8号、「「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員は、記載のとおりです。

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書。

道教委は2018年3月、「これからの高校づくりに関する指針」(以下「指針」)を決定しました。「指針」は「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象としています。今後もこの「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目がゆきとどき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合をすすめようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

いま求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、知内町議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記、1. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。

2. 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、記載のとおりであります。よろしくお願い致します。

## ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

●意見書案第9号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第28、意見書案第9号、『特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

意見書案第9号、「特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、記載のとおりであります。

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2008(平成20)年度の11万2334人から2018(平成30)年度には14万3379人と、10年間で3万1045人増えています。(平成30年度学校基本調査)一方、学校数は2008年度が1026で2018年度が1141校と115校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がない学校では、音楽も、図工・美術も、作業学習もすべて普通教室で行わなければなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることです。「設置基準」とは「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では12～18学級が「標準」とされ、それ以上は「過大校」扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設はすすんでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2008年度12万4166人から2018年度25万5

520人と2.1倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって、知内町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記、1. 特別支援学校の設置基準を策定すること。

2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ●意見書案第10号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第29、意見書案第10号、『児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について』は、今国会において、児童虐待防止対策の強化を求めるための児童福祉法等改正案が成立したことにより、提出議員から事件の撤回の請求があり、会議規則第20条の規定に基づき、議長においてこれを許可しましたので、当該日程番号を欠番と致します。

---

#### ●意見書案第11号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第30、意見書案第11号、『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、花井泰子君。

## ◎ 7 番 (花井泰子)

意見書案第11号、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年6月20日提出。提出議員、花井泰子。賛成議員は、記載のとおりであります。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書。

加齢性難聴者は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因にもなっています。

また、最近では認知症の危険因子になることも指摘されています(2017年国際アルツハイマー病会議)。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながるのではないかと考えられています。

こうした聞こえの悪さを補完し、音や音楽を聴き取れるようにしてくれるのが補聴器です。

日本の難聴患者数は欧米諸国と大差がないといわれていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、難聴の人の補聴器所有率は、日本・14.4%、英国・47.6%、フランス・41%、ドイツ・36.9%、アメリカ・30.2%(日本補聴器工業会2018)となっています。この背景には、日本において補聴器の価格が片耳あたり概ね3万~20万で、保険適用ではないため全額自己負担になっていることにあります。

身体障害者である高度・重度難聴者の場合は、補装具費支援制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入している実態があるといわれています。欧米ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていません。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、国においては、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、記載のとおりであります。よろしくお願い致します。

## ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから意見書案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、10件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思ひ



ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第31、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣を要する議員については、その都度議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

---

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

( 閉会 午後4時48分 )